

## 会議録

### 令和7年第4回更別村議会定例会

第1日（令和7年12月10日）

#### ◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 議案第80号 更別村福祉ホーム設置条例制定の件
- 第 8 議案第81号 更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第 9 議案第82号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10 議案第83号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 議案第84号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第12 議案第85号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第13 議案第86号 更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14 議案第87号 更別村学童保育実施条例の一部を改正する条例制定の件
- 第15 議案第88号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第16 議案第89号 更別村新規就農者受入特別措置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第17 議案第90号 更別村地域創造複合施設の指定管理者指定の件
- 第18 議案第91号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件
- 第19 議案第92号 令和7年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件
- 第20 議案第93号 令和7年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件
- 第21 議案第94号 令和7年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件

- 第22 議案第95号 令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件  
 第23 議案第96号 令和7年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	織田忠司	副議長	7番	高木修一
	1番	太田綱基		2番	安村敏博
	3番	斎藤憲		4番	尾立要子
	5番	小谷文子		6番	荻原正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	宝輪祐子	代表監査委員	笠原幸宏
総務課長	末田晃啓	総務課参事	小寺誠
企画政策課長	本内秀明	企画政策課参事	今野雅裕
産業課長	高橋祐二	住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥
建設水道課長	石川亮	保健福祉課長	新関保
子育て応援課長	酒井智寛	診療所事務長	岡田昌展
教育委員会 教育次長	伊東秀行	学校給食 センター所長	小林浩二
農業委員会 事務局長	川上祐明		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤敬貴	書記	村田弘治
書記	尾花圭市	書記	庄野結香

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和7年第4回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては師走に入り何かとご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、9日未明に起きました北海道・三陸沖地震であります。本村も震度4を記録いたしました。未明、また翌日、現在に至っても公共施設等での村内の被害状況を調査しておりますが、報告はされておられません。しかしながら、後発地震注意情報が発せられております。引き続き災害への備えと住民の皆様の安全確保に努めてまいりたいと思います。なお、広報の今月号、本日全戸配布しておりますけれども、この広報に特集がされております。北海道・三陸沖後発地震発生注意情報、発表されたときに備えての確認ということで、気象台から発せられております注意事項あるいは備えについて広報で記載をされて、本日配布を始めました。また、ホームページで見ることができますので、後発、1週間というふうに言われておりますけれども、避難あるいは非常時の持ち出し等、揺れに対する備え等を村民の皆様には十分備えていただきたいというふうに考えております。

さて、収穫が終了している本村の基幹産業の農業であります。災害級の異常気象に近年見舞われ、高温や干ばつ、大雨など今まで経験したことのない気候変動による自然環境の変化に翻弄され、畑作、酪農、畜産など、いずれの生産現場も大変憂慮すべき状況とお聞きしております。また、円安、物価高による肥料、飼料、燃油、農業資材の高騰により農業経営全般にも暗い影を落としております。先月には道内43の首長と共に上京し、農水省への中央要請を行ってまいりました。継続して事態の打開や生産者の農業経営の安定のため、国や道にしっかりとした施策や支援の実施をJAさらべつや関係機関の皆さんと共に強力に働きかけてまいります。

さらに、商工業や村民生活全般におきましても燃料や電気、米価を含む食料品や生活用品など多岐にわたる値上げや物価高が続いており、経済活動や住民の暮らしに直接悪影響を与えております。今や国民誰もが生活の苦しさを実感する事態となっております。大変懸念されるところであります。今後商工会や関係機関の皆様と連携を密にし、危機感を持って村の経済や商工業の振興に全力で取り組んでまいり次第であります。なお、本年も福祉灯油につきましては1世帯当たり、時価といいますか、今の灯油の価格を勘案して1世帯当たり1万9,000円の福祉灯油を助成することとしております。高齢者、障害者、ひとり親家庭を含む76世帯、3月31日までですけれども、これについて助成をするということに

しております。さらには、今国会で採択されるであろう補正予算の中で物価高騰対策重点交付金が決まると思います。これを有効に活用しながら、各産業、各関係機関の皆様と協議、連携をし、具体的な施策の実行に取り組んでまいりたいと思っております。

また、先日2日間にわたって道内11町村で組織する地域の持続的発展を考える自治体連絡会による過疎対策事業債継続のための中央要請に参加してまいりました。総務省過疎対策室の渡辺室長の面談をはじめ、衆参両議員37名の関係国会議員を2班に分かれて訪問し、直接の面談や要請活動を精力的に行ってまいりました。指定期間終了までいよいよあと4年と迫っております。健全で安全な財政環境の下、公共施設の維持やインフラの整備など総合計画に掲げた各種施策の事業の達成のため、最大級の危機感を持って関係機関や連絡会議、自治体と強く連携し、職員一丸となって総力を結集して過疎地域の継続指定の獲得を目指してまいる所存であります。

10月1日から開始しましたどんぐりスタンプデジタル化の関係でありますけれども、更別IDが現在1,354件、そのうちどんぐりスタンプにつきましては790の方が登録を完了しております。引き続きデジタル化に向けまして、どんぐりスタンプだけではなくて行政DXの関係も含めてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

師走を迎えて何かと慌ただしい時期であります。村政執行に引き続き議員各位の皆様のご理解とご指導を重ねてよろしくようお願い申し上げます。

本定例会におきましては、条例制定2件、条例改正8件、指定管理者指定1件、一般会計補正予算、各特別会計補正予算6件、合わせて17件のご審議をお願いするものであります。

以上、よろしくようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよろしくお願ひいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

#### ◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

#### ◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番、安村さん、3番、斎藤さんを指名いたします。

#### ◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容に

ついでに報告を求めます。

太田議会運営委員長。

○太田議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第4回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ12月3日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から12月16日までの7日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

#### ◎日程第3 会期決定の件

○議長 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より16日までの7日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は7日間と決定しました。

#### ◎日程第4 諸般の報告

○議長 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

次に、総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

荻原総務厚生常任委員長。

○荻原総務厚生常任委員長 総務厚生・産業文教常任委員会所管事務合同調査報告。

令和7年11月18日。

総務厚生常任委員会委員長、荻原正。産業文教常任委員会委員長、斎藤憲。

両委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

- 1、調査日時、令和7年11月5日水曜日午前9時。
- 2、調査場所、更別村議会議員控室、更別幼稚園、認定こども園どんぐり保育園。
- 3、調査事項、認定こども園と幼稚園の今後の在り方について。
- 4、経過、両委員会7名の出席により、調査事項について子育て応援課長、教育委員会

教育次長の出席を求め、説明を受けた後、現地調査を実施した。

#### 5、調査の結果。

##### (1)、現状について。

更別幼稚園（以下「幼稚園」という）の預かり時間は月曜日から金曜日までの9時から13時までを基本とし、特別保育を8時から9時と17時から18時まで、延長保育を13時から17時まで実施している。一方、認定こども園どんぐり保育園（以下「認定こども園」という）については教育部門（1号）を月曜日から金曜日までの8時30分から16時30分までとし、保育部門（2・3号）を同じく7時30分から18時30分までとし、延長保育を18時30分から19時まで実施している。

令和7年9月末現在の保育人数は幼稚園（定員35名）に対し23名、認定こども園（定員：教育部門（1号）15名、保育部門（2・3号）50名）に対し87名の入園があり、定員を超過している状況にある。

職員数は、幼稚園が園長、教諭、保育士5名を含めた合計11名が勤務し、認定こども園は園長、保育主任、保育士25名を含めた合計48名が勤務しており、両園とも設置基準を満たしているとの説明を受けた。

##### (2)、課題と今後の方向性について。

前述のとおり、園児数は幼稚園が定員を下回り、認定こども園は定員超過の状況にある。説明では保育面積の運営基準を満たしているとのことではあるが、現地調査では保育スペースに余裕は見られず、特に活動が活発な3から5歳児については狭隘なスペースにより不測の事故につながるものが憂慮され、給食時のスペースや1、2歳児の教室内トイレの設置状況にも窮屈さが見てとれた。来年度は保育部門（2・3号）の定員50名を87名に変更するとしているものの、これによりどの程度園児が増えるのか現時点では不明瞭であるが、次年度に向けた保育スペースの確保に努めなければならない。村側の考え方としては園の増築は考えておらず、渡り廊下に一番近い幼稚園の教室を提供するとの説明を受け、両園と調整中とのことであったが、双方の運営に支障を来さないよう早急な対応を求めるものである。

一方、次年度の対応は前述のとおりであるが、現在の2歳児20名のうち17名が既に認定こども園に入園していることなどから、幼稚園では今年度の5歳児11名が卒園した後の園児の減少は確実であり、一時的な事態ではないと考えられることから、どのように受入れ方法を変更するか、また幼保一元化など、村全体の保育に関わる計画や方向性について理事者側の判断を早い段階で示していただくことが必要と考える。

幼稚園と認定こども園の2つの選択肢があることは望ましいが、子どもの数の緩やかな減少、予想を超えた認定こども園へのニーズの高まりを踏まえると従前の施策にとらわれない真摯な検討と決断をする時期に来ているので、早急な論議、検討をもって方針を打ち出すべきである。

以上、報告とする。

○議 長 これですべて常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配布されております。

これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これですべて質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、安村さん。

○2番安村議員 一言ちょっと、この報告に対しての考え方といいますか、ちょっと欠落している部分があるのではないかなということでご質問させていただきます。

今般小学校の関係のバレーボールの少年団頑張っていて、大会に行つてということで、これは正規に出ているということでございますけれども、片や野球少年団の関係で今般全道大会に出場しております。記録にございません。これは、9月の日程的には27日からということで、2日間、士別市で行われました。4年生以下の新しい試みということで、第4回目になるのですけれども、全道大会ということで実施されている大会でございます。名称は尚記杯争奪北海道4年生交流大会という名称でございます。後援に士別市の教育委員会が関わっているということで本大会が実施され、十勝からは更別ジャガーズが会場をさせていただきました。出場関係については右往左往ちょっとあって、詳細は割愛させていただきますけれども、全道大会に出場させていただいたという事実はございます。

これに対して多分少年団のほうから、派遣に関わるものの要望といいますか、出したと思うのですけれども、時期的な問題もあってということもあって、前例も含めてということではいろんな面の解釈の中でご支援いただかなかつたということについて率直に残念であるというふうには申し上げたいというふうに思っております。大会という部分、確かに新しい大会どんどん出てきますし、特にスポーツ関係、押しなべて全体が児童生徒が加入する人数が少なくなっている中でこのような新たな取組の全道大会、まして4年生以下の大会というのは珍しい大会でございます。そういう面に対してやっぱりこれからの少

年団活動の裾野を広げていくという意味からもこの大会に対して、毎年出れるわけではないので、十勝を勝ち抜かなければ全道大会に行けないという大会でもありますので、今回は助成措置もいただけなかった、あるいは行政報告にも載らなかったということでございますけれども、今後このような対応の中で十分ご配慮いただきながら、やっぱり改善をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

いろんな部分の捉え方あるかもしれませんが、こういう大会でございますので、全体的に出場しているご父兄の方は個人の車でそれぞれが向かったということも報告も受けてございます。そういう面も含めて配慮いただければ誠にありがたいというふうに思っておりますので、一言申し上げたいと思っております。

教育長、何かあればご回答お願いします。

○議 長 宝輪教育長。

○教育長 ご意見のほうありがとうございます。この少年団の野球のほうなのですけれども、9月に士別市で行われた全道大会ということで、課の中でもいろいろ検討させていただきました。少年団に助成をする、その要綱をいろいろ確認をしていったのですけれども、なかなか該当しなかったということで今回助成することができなかったということもありました。その部分について安村さんのほうからも当時いろいろお話をいただいていたところなのですけれども、その後また課の中で話し合いをしまして、この要綱自体を変更していくというのはなかなか難しいところはあるのですけれども、今後子どもたちの経験というのを大事にしていくということで、例えば夢基金で拾い上げていくことはできないだろうかというようなことで今課の中で検討をさせていただいております。もしも来年度以降このような大会、いろんな大会があるかと思うのですけれども、そのようなときにはまた早めにご相談をいただいているということをお願いをしていきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 教育長、本当にいろんな面でご尽力いただいているということで、要綱にないという部分の押さえ方なのですけれども、詳細についてはちょっと割愛させていただきますけれども、決して私の申し上げているのは要綱に全く該当しないという大会なのかなという部分の疑問点は持っております。まして、この大会の名称的なものは別にしてでも、全て少年団の大会というのはそうなのですけれども、特に野球に関わるものだったらマクドナルド杯とか、それは冠をかぶっているという部分あります。いろんな部分あるので、それはそれとしての押さえ方はあるのですけれども、その他の中でこの大会の運営助成に関するものについては拡大解釈ではなくて、要綱の中で見ると後援がどうなのか、どういう大会なのか、どこがバックアップしているのかという部分が多分附帯要件として明記されているはずで、私が申し上げたいのは、あくまでも今回は士別市の教育委員会がバックアップしている。これは、平たく言えば北海道の教育委員会という形ですので、

北海道の教育委員会自体が後援できるものではない。そうすると、やっぱり各市町村の教育委員会がそのフォローアップをしながら大会をしていくという形に私は解釈としては置き換えれるというふうに思っていますので、決して拡大解釈、この要綱がどうのこうのではなくて、その部分を明記して、夢基金でどうのこうのもありがたいですけども、やっぱり大会の要綱をきちっともう少し整理した中で進めていただければなお一層理解もできるし、支援の在り方もきちっとその文章の中でできるかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議 長 宝輪教育長。

○教育長 教育委員会の中で精査をさせていただいて、今後しっかり検討していきたいというふうに思っております。子どもたちが一生懸命活動していく、その姿をやっぱりしっかり支援していきたいなという思ひはありますので、その部分応援をしていきたいと思っております。今後ともよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 教育長、ありがとうございます。いろんな部分で、この大会だけでなく活動自体、中学校もそうなのですけれども、今回もバレーボール大会の派遣については明記されている、正規に。実質的には今回NB J道ジュニアリーグ中学校軟式ドリームマッチ in 函館大会というのがあったりして、それも助成しているのですね、数名の方が出ているという。昨年も少年団の関係で本州方面に特別で、あれは多分夢基金かどこかから出したのかなというふうに思うのですけれども、助成出しているのです。ですから、教育委員会としては児童生徒のこれからの活動も含めてバックアップしたいという部分すごく見えているのですよ。駄目でなくて、すごく見えているのです。そういう部分でフォローアップしてくれているのです。だけれども、これはこれとして大会なのですよという位置づけの中で判断されたということが私としては残念だなという気持ちがあつて申し上げました。やっぱりそこまで教育委員会としてフォローアップして小中学生も含めてこれだけの部分、夢を持ってこれから前へ進むという部分にこれだけ手厚く、駄目でなくて支援してくれているのですよ。

この大会というものは確かに目新しく、更別として初めて出た大会ですけれども、4年生以下ってなかなか大会ないのですよ、まして全道なんかは。私の息子たちも野球やっていたときに十勝の大会ありました、4年生大会。だけれども、全道なんかなかったです。十勝で終わったという部分ある。それに対して、全道大会もこれだけ拡大してくれて、そういうフォローアップする全道の中のそういう大会に関わる人たちが企画立案してくれて実施してくれているということはすごくありがたいことなので、そういう部分はいま一度きちっと整理をして、大会云々くんぬん、規定どうのこうのを含めてきちっとやっぱり対応していただきたいと、最後にそう申し上げて終わりたいと思ひます。よろしくお願ひし

ます。

○議 長 意見として受け止めておいてよろしいでしょうか。

(「ごめんなさい、関連お願いします」の声あり)

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 ごめんなさい、教育長、先ほどの答弁で夢基金ということをおっしゃっていたのですけれども、これ過去の質問の中で大会助成と夢基金は違うのではないだろうかという話は僕しているのです。それで、その夢基金と話したときに空手のことがあったのですけれども、その大会助成と夢基金は違うではないかという経緯で大会助成の要綱を改めていただいて、物すごく手厚くなったものだと僕は認識していますし、そうなっているのです。全道大会の上位大会においては、本来であれば大会を勝ち抜いていかなければ大会助成は出ないけれども、更別の少年団活動の中でいきなり十勝大会なしに全道大会に出ることももちろんあるということで、年に1回までは上位大会関係なしにそういった助成が使えるというふうに要綱がなっていると思うのですけれども、何が今回助成の対象外になったのかということを確認させていただきたいのですけれども、それから野球少年団でもう既に全道大会に、上位大会に進出ではなくて、ただの全道大会に該当するものにも一度出たから、今回は大会助成に合わさらなかった、助成の要件を満たさなかったのか、確認したいのですけれども、なぜというところをちょっとお願いします。

○議 長 宝輪教育長。

○教育長 社会教育のほうでの少年団の助成に関わっては、その大会の主催、後援という、その部分で北海道教育委員会というのが入っていると助成ができるというところがあるのです。実は、安村さんのほうから質問いただいた土別で行われた大会につきましては、十勝のスポーツ店が主催をしていて、その全道大会で土別市の教育委員会が後援しているというところもあったのですけれども、北海道教育委員会という部分が入っていませんので、スポーツ少年団の方ともうちの担当の者がいろいろお話をしたようでも、今回については助成をしないというような確認を取ってそれぞれ全道大会に行っていたということはお伺いしております。ただ、先ほどお話ししたように、今後については子どもたちの頑張りを拾っていくようなこととていろいろ考えていきたいなというふうに思っております。

夢基金の部分につきましては、子どもたちのいろんな体験を応援していくという部分があるのです。大会としてというよりは、子どもたちがいろんな経験をしていくという意味で夢基金で拾い上げていることもあります。夢基金の審査につきましては、審査員がおりまして、その中で会議を開いて、これは夢基金に該当するねということになれば夢基金で該当させていただいているという部分もあります。

以上でございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 まず、ちょっと確認したいのですけれども、北海道教育委員会の主催と

どうか、そういうのでないと要綱にその対象にならないということなんて明記されていたのかなというのが1つ確認と、あと子どもの経験でというので、夢基金というのは幅広いですから、そういったことも理解できるのですけれども、でもそういったことが過去に空手のことでそういった基金の運用の仕方はちょっと違うのではないかと質問させていただいて、大会に対する助成をというところで充実させて教育委員会につくっていただいたものが今現時点で進んでいるのですけれども、何かそんなに明確、ごめんなさい、分かれる基準となるものってそんなにあったかなって僕自身思うのです。ということが1点なのと、今回だからそういったことで野球少年団頑張ったことがここに載らなかったのか、それともただの時差の問題、各時差の問題なのか。それを言うなら、今回だって更別中央中学校、野球大会、全道大会3位になっていますよね。それ助成出ていて、それは部活動のという助成でちょっと形は違うのだけれども、それも載っていないのは僕はただ今回何かタイムラグみたいのがあって載っていないだけだと思っていたのですけれども、何かほかに理由があって載っていないことってあるのでしょうか、確認させてください。

○議 長 答弁調整のため一時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時42分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それで、ただいまの質問でありました中学生の部活動についての載っていない部分は今答弁いただくことといたしまして、夢基金の関係につきましては後で答弁いただくことによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議 長 それでは、宝輪教育長、お願いいたします。

○教 育 長 中学生の野球部の全道大会につきましては、今回全道大会3位になったということで、マラソン大会当日に子どもたち全道大会、中学生3位になりましたということをお伝えをしておりました。大変申し訳ありません、今回紙面では出さなければならない部分だったのですけれども、ちょっと失念をしていたということで、この部分どんなふうにご報告をしたらいいかというのはまた議会事務局と相談をして対応していきたいと思っております。大変申し訳ございません。

○議 長 ほかこの件につきましてありますか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第80号

○議 長 次に、日程第7、議案第80号 更別村福祉ホーム設置条例制定の件を議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第80号 更別村福祉ホーム設置条例制定の件であります。

更別村福祉ホーム設置条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、障害を持つ方の親亡き後を見据え、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、自立や地域移行を進める拠点として現に住居を求めている障害者等に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用してもらえるよう、日常生活に必要な便宜を供与する施設として更別村福祉ホームを設置するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、1、目的、定義、名称、位置のほか、事業に関し必要な事項を規定するものであります。

2、利用対象者の範囲、利用の申請、利用の決定及び利用料等のほか、利用に関し必要な事項を規定するものであります。

3、審議会、損害賠償及び委任に関し必要な事項を規定するものであります。

なお、新関保健福祉課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、令和8年4月から供用開始を予定しております更別村福祉ホーム設置条例制定の件につきまして補足説明させていただきます。

第1条、目的は、この条例の目的を規定しております。

第2条、定義は、障害者等の定義につきまして、第1号では、身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者。

第2号では、療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付を受けている者。

第3号では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は医師の意見書等により精神障害者と確認できる者。

第4号では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により自立支援医療受給者証を所持している者としております。

第3条、設置は、設置の目的として現に住居を求めている障害者等に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することとしております。

第4条、名称及び位置は、名称を更別村福祉ホーム、位置を更別村字更別南3線95番地8としております。

第5条、事業は、福祉ホームで行う事業について規定しております。

第1号では、障害のある方の住まいの場であります福祉ホーム事業。

第2号では、障害福祉サービスの利用や地域生活への円滑な移行を目的として実施する

一人暮らし等の体験の機会や場を提供する体験入居を行う体験入居事業。

それから、第3号ですが、地域と連携した多世代交流や集いの場の提供及びふれあい交流を行う地域ふれあい事業。

第4号では、創作的活動又は生産活動を行う機会の提供である日中活動支援事業、通称サッチャル館事業。

第5号では、その他村長が必要と認める事業ということで、それぞれ今回設置します更別村福祉ホームで行う事業を規定しております。

同条第2項では、福祉ホームの事業運営に関し、法人へ委託することができることを規定しています。

第6条、利用対象者の範囲は、福祉ホームを利用する対象者について、18歳以上65歳未満の障害者等で次のいずれかに該当する者として、また常時の介護又は医療を必要とする状態にある者を除くとしております。

第1号では、更別村に住所を有する者で障害者就労支援事業所等に通所する又はしている者若しくは一般就労しているが生活面での支援が必要と認められる者。

第2号としては、更別村に住所を有する障害者就労支援事業所等に通所する又はしている者若しくは更別村に住所を有する事業所で一般就労しているが生活面での支援が必要と認められる者、つまり更別村に住所を有してはいないが、更別村に所在する事業所等に通所等をしている方について利用対象者とする事としております。

第3号につきましては、その他村長が必要と認めた者としております。

同条第2項では、前項の障害者就労支援事業所等についての定義を定めております。

第7条から第11条は、それぞれ利用の申請、利用の決定、利用権の譲渡等の禁止、利用の制限等、原状回復の義務についてそれぞれ他の公共施設等に準じて設定させてもらっております。

第12条、利用料等ですけれども、こちらは福祉ホームの利用料等について規定しております。同条第2項では、第5条第1項第1号の決定を受けた福祉ホーム事業における入居者について、別表第1に定める利用料及び管理費の合算した額を利用料として徴収することとしております。

同条第3項では、第5条第1項第2号の決定を受けた体験入居事業における利用料等については、別表2に定める額を利用者から徴収することとしております。

それでは、別表の1御覧いただきたいと思いますが、別表1は先ほど言った福祉ホーム事業の利用料ということで、こちらは村の公営住宅料の算定方法に準じて算定しております。利用料区分はAからHまでの8段階としております。区分A、対象収入124万8,000円以下の利用者負担額は月額9,700円、区分B、124万8,001円から147万6,000円は月額1万1,200円、区分C、147万6,001円から166万8,000円は月額1万2,800円、区分D、166万8,001円から189万6,000円は月額1万4,500円、区分E、189万6,001円から223万2,000円は月額1万6,600円、区分F、223万2,001円から256万8,000円は月額1万9,100円、区分G、256万8,001

円から310万8,000円は月額2万2,400円、区分H、310万8,001円以上は月額2万5,800円としております。また、管理費は月額5,000円とするものです。

表の下の(1)は対象収入についての定義、(2)は月の途中での入退所に伴う利用者負担額について、(3)は食費、居室に関わる光熱水費は実費であることをそれぞれ規定しております。

続きまして、次のページの別表2を御覧いただきたいと思っております。こちらは、体験入居事業の利用料等となっております。1室、1部屋1泊1,900円ということで、備考欄としては利用の時間については午後3時から翌日の午前10時までとして、食費については実費というようなことと規定しております。

条例本文に戻りますが、第13条になります。第13条、利用料等の還付は、利用料等の還付についての規定をしております。

第14条、審議会は、福祉ホームの入居者選考基準並びに維持、管理及び運営に関する事項の諮問機関として、更別村保健福祉推進委員会条例に基づく更別村保健福祉推進委員会をあてるものとしております。

第15条、損害賠償は、福祉ホームの建物、設備その他の物品を毀損又は滅失したときの損害賠償について規定しております。

第16条、委任は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定めることとしております。

また、附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するとなります。

また、続きまして、関連がありますので、別冊の議案資料を御覧いただきたいと思っております。議案資料の1ページの更別村福祉ホーム管理規則(案)を御覧いただきたいと思っております。

本条例の第16条、委任の規定によりまして管理規則を定めようとするものです。

第2条、開館時間は、福祉ホーム事業及び体験入居事業を除き、午前7時から午後7時までとしております。

第3条、休館日は、福祉ホーム事業及び体験入居事業を除きまして日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の12月29日から翌年の1月3日までとしております。

第4条から第8条につきましては、それぞれ利用の申請、利用の決定等、誓約書等の提出、退去、利用の制限等についてそれぞれ福祉ホームを利用する際の入退去手続につきまして規定しております。

第9条、委任は、この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、村長が別に定めることとしております。

また、附則として、この規則は、この条例が施行されれば令和8年4月1日から施行するものとなっております。

また、別記第1号様式から別記第6号様式は、それぞれ入退去に関する様式となっております。

りますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 新年度からようやくこういうような施設を望んでいた方々に提供できるということで、村民の方々の思いは本当に強いものがあるのかなと思っております。それで、議案第80号の中ほどに理由という言葉で文章がまとめてあります。最初のほうに、障害を持つ方の親亡き後を見据え、住み慣れた地域で安心して生活できるようにということでこの施設が整備されるということを考えたときに、この施設を利用される方についてはやはり村にゆかりのある方、地域にそのまま住み続けたいという方が入居できるような内容になっていかなければちょっとこの理由にはそぐわない内容になるのかなというふうに思います。

それで、第6条を見たときに、入居要件なのですけれども、一定の条件を満たせば他市町村から移住してきた方も入居できるような内容になっております。それで、今小さな子どもが将来この施設を利用したいと思われている親の方が実際その時期に来たときにもう既に満室になっているというようなことも考えられます。要するによそから来た方をどんどんその条件にはまるから入れていくということになったときに、たった7室しかない部屋がすぐに埋まるという可能性もあります。そういうことがないように、生まれた地域できちんと自分の生涯を生き抜くということを考えたときに、その辺の入居要件についてももう少しきちんと整理したほうがいいのかと思うのですけれども、その辺の考えについて何かあればお願いしたいと思います。

○議長 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回入居の対象者です。まずは当然村民の方ということなのですけれども、村のほうでも支援事業所がありまして、そちらに通所されている方々が希望するのであればいいのかというようなことで、村内の事業所、B型の施設ですとか事業所です。通常の民間というか、一般の事業所に勤めているような方についてはいいのかということ、段階としてはまず村民と、その次にというような設定をさせております。これでしたら村民、地域密着ということではあるのですが、今回はグループホームではなくて福祉ホームというようなことで、逆にグループホームですとかに入居必要な方がほかの市町村にもお世話にならなければいけないですし、実際は現在お世話になっているというようなこともあるものですから、頭から外すというような規定もどうかというところもありまして、村の事業所で勤務されている方というのはまずいいのかと思っております。

あと、実際の選考に当たっては、これは基本的な条例で定めていますので、今後入居者の人数によっては選考せざるを得ない状況が出てくる可能性はありますので、そのときにある程度の選考基準を精査していくかとは思いますが、あくまでもここでは基礎

的な条例制定ということですので、実際は健康状態ですとか家族の状態ですとか、総合的な判断で入居を決めざるを得ないのかなと思っております。

あと、ご指摘のとおり実際に運営していったら、うれしい悲鳴なのか、ニーズが埋まるということもあるのだと思うのです。そうなった場合は入居が空きがないというようなこともあるものですから、そこら辺は実際今後どういうふうに運営していくかなと思うのですが、施設としては、親亡き後ということですが、自立して生活できるほうに理想はあってもらえればというようなところもありますし、どちらかというところ、入居もそうですけれども、体験的なショートステイ的な利用もいいのかなということも想定しておりますので、いずれにしても今後の動向を見ながら、調節というか、検討しながら進めたいとは思っていますので、今回については基本的な条例ということですので、そのような制定になっております。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 説明ありがとうございます。この条例の中にありますけれども、18歳から65歳未満の方ということで、かなり年齢層が幅広い。その中で、一番若くして入れば50年近く入られるということでもあります。そういうことを考えたときに、今回7戸、1戸は体験用ということなのでしょうけれども、7戸についてを無理して入れることなく、きちんとその辺は精査して、今これから使いたいなと思っている親御さんが希望を持って子どもを育てれるような、そんなような対応で検討していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長 要望として承っておきます。

2番、安村さん。

○2番安村議員 ようやく動き出したという福祉ホームの関係で、感謝申し上げたいと思っておりますけれども、この中でちょっと気になる部分がございます。条例設置の中の第2条の中で(1)番、(2)番、(3)番、(4)番ということで、身体障害者福祉法とか療育手帳制度要綱とか、精神保健云々くんぬんの法律だとかという条項に基づいて、それらの形の中でどう救っていくとか、フォローアップしていくかという提案で、すごく内容的には濃いものが正直言っているのですが、ちょっと気になっている部分が、(3)番の精神保健に関する取り進めの中で、これ規定上の中でこの法律の第6条の中で精神保健に関するものについては、これは精神保健福祉センターを設置するというところで、これは北海道、都道府県の中で設置するという条項が入っております。第6条の中で、これは、誤解を招くとか、どういう形で進めるかということをやっぱりきちんと整理をしないとまずいかなと思ってます。入居云々くんぬんでなくて、やっぱりそれぞれの条項に関わるものについてはかなりシビアに法制定されているという部分ありますので、その捉え方がどうなのかなということでの回答をいただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回条例の制定に当たっては、どういう方々が対象者となるかということで、第2条につきましてはその対象者のまずはこういうものに該当する方ということになっております。このことだけを見ますと幅広いと思われれます。ただ、今回それに併せて第6条の利用者の範囲ということで、年齢はさることながら、ただし、常時の介護又は医療を必要とする状態にある者を除くということにしておりますので、入り口では手帳ですとか、いろいろ要件該当される方はいるでしょうけれども、その方の状態に応じてになりますので、それはやっぱりいろんな施設の種別とかで分かれるというか、受け入れていくことになると思いますので、今回はうちの村としては福祉ホームという形で考えておりますので、いろんな体の状態だとか、いろんな状態があるとは思いますが、さっき言ったようにこちらのほうは定義としてはなっていますけれども、最終的には利用者の第6条の中で必要と認められるということで、これは今回様式等は載っていませんけれども、当然健康状況調査的なもの、支援ハウスとかでも事前にそういう調査票をある程度担当職員だとかが見て確認をしてというふうに決めてありますので、そのところはそういうような取扱いになっていくのかなと思っております。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ご回答ありがとうございます。解釈の仕方の部分で、どう救っていくか、フォローアップしていくかということの内容でという説明は十分理解させていただきました。

ただ、私はもう一点、ちょっと言いたいというか、残念だなというか、これらの施設、自賄いでどうしてもやらなければならないという部分あったので、こういう条項を法律上の条項を見ていくとそれぞれ都道府県がやらなければならない部分、あるいは設置義務がというか、設置しなさいという要綱がある中で、そういう部分の道との調整、いわゆる金銭的なやり取りも含めてという幅広い意味で解釈していただければいいのですけれども、何かフォローアップしてもらえなかったのかなという部分がちょっと残念な気持ちがあるのです。この法律に規定しているということは、都道府県が設置するということになれば、それなりに国のバックアップもあるだろうという、運営上の問題も含めてという部分もあるだろう。ただ、更別はいろんな部分で全体的にリカバーしましょう、すごく幅広い中で実施したいということの提案ですので、これは否定する何物もないのですけれども、そういう有効活用というか、そういう支援対策に向けての事業に対するものの有効利用できるようなシステムが少し加味できなかったのかなということがちょっと残念というか、そういう部分の押さえ方ができなかったのか。この条文を、法律的な条文を読み取るとそういうことの解釈ができたのではないかなという一抹の疑問が生じたので、質問させていただきました。できないといえませんが、そういう部分での縦割りでなくて、何かもう少しフラットに道の部分とセッティングできなかったのかということでちょっと残念に思うのですけれども。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回の福祉ホームに関しては、国のいろんな施設の位置づけの中で位置づけられている福祉ホームになりますので、それに準じた基準を満たしながらつくってございまして、こちらについては北海道のほうに届出が必要ですので、この条例等が終わりましたら、4月1日に開設できるように届出を行うことになっておりますので、法的には定義づけられた福祉ホームとなります。村が勝手に自称とかというものではないです。

それプラス、恐らく財源のことも出てくるのかなと思うのですが、これはこの事業に関しては国の施設の区分の中では載っているのですが、そういう財源的なものは一切記載されておらず、ないのです。ただ、今回当初予算では村の基金だとかを活用しながらはなっていたのですが、今まだ内示の段階ですが、北海道の地域づくり交付金だとか、そういうものを今事務手続しておりますので、そちらについては幾ばくかの支援を受けられるのかなと思っておりますので、お願いしたいと思います。

あくまでも今回福祉ホームにして財源がないからこそ、ある意味自由にある程度受入れもできるという、いいメリットかデメリットか分かりませんが、非常にいいところはありまして、ほかの運営費をいただくような施設というのはやっぱりその運営費に活動が縛られるということもありますから、そういう意味では今回も基本的なことは定めさせていただきますけれども、障害ですとかはやっぱり個別のいろんな特性がそれぞれありますので、それはまた個別に考えていかなければいけないのかなと思っておりますので、一応そのような考えで今回進めさせていただきます。

○議 長 よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第80号 更別村福祉ホーム設置条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号 更別村福祉ホーム設置条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

この際、午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第81号

○議長 日程第8、議案第81号 更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第81号 更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件であります。

更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付として乳児等通園支援事業が創設され、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において市町村による認可事業として位置づけられ、その設備及び運営について、内閣府令で定められている乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に基づき条例を制定する必要があるため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、1、趣旨、定義及び最低基準の目的等のほか、総則に関し必要な事項を規定するものであります。

2、乳児等通園支援事業の区分、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に関し必要な事項を規定するものであります。

3、雑則といたしまして、電磁的記録に関し必要な事項を規定するものであります。

なお、酒井子育て応援課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 それでは、条例本文について説明する前に、このたびの条例制定における乳児等通園支援事業の概略についてご説明いたします。全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、乳児等通園支援事業が創設されることになりました。この制度は、現行の幼児教育・保育給付とは別に、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもが月一定時間までの利用可能枠の中で保護者の就労要件等を問わず時間単位等で柔軟に利用できるものとして、児童福祉法において乳児等通園支援事業を規定するとともに、子ども・子育て支援法に乳児等のための支援給付として規定され、令和8年4月1日に施行されるものです。全国どの自治体でも実施することになります。

制定する条例につきましては、内閣府令で定められている乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に基づき制定するものです。本条例の制定に基づき事業を実施する事業者は、市町村に認可申請をすることになります。

それでは、議案第81号 更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について補足説明を申し上げます。

第1章は総則について、第2章は乳児等通園支援事業について、第3章は雑則について規定しています。

第1条は、趣旨について規定しており、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めることを趣旨としています。

第2条は、定義について規定しています。

第3条は、最低基準の目的等について規定しており、乳児等通園支援事業を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障することとしています。

第4条は、最低基準と乳児等通園支援事業者について規定しており、乳児等通園支援事業者は、常にその設備及び運営を向上させるとともに、最低基準を理由としてその設備又は運営を低下させてはならないこととしています。

第5条は、乳児等通園支援事業者の一般原則について規定しており、利用乳幼児の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重して運営を行わなければならないこととし、提供する乳児等通園支援の質の改善を図り、事業所の構造設備は、利用乳幼児の保健衛生及び危害防止に考慮を払って設けなければならないこととしています。

第6条は、乳児等通園支援事業者と非常災害について規定しており、非常災害に必要な設備を設け、非常災害に備えた訓練をすることとしています。

第7条は、安全計画の策定等について規定しており、乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定することとしています。

第8条は、自動車を運行する場合の所在の確認について規定しており、自動車を運行するときは、利用乳幼児の所在を確実に確認することとし、送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の見落としを防止する設備を備えることとしています。

第9条は、乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件について規定しています。

第10条は、乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等について規定しており、事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持、向上に努めることとしています。

第11条は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について規定しており、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、乳児等通園支援に支障がない場合に限り、設備及び職員の一部を兼ねることができるとしています。

第12条は、利用乳幼児を平等に取り扱う原則について規定しており、利用乳幼児に対し、差別的取扱いをしてはならないこととしています。

第13条は、虐待等の防止について規定しており、法第33条の10第1項各号に掲げる行為のほか、利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこととしています。

第14条は、衛生管理等について規定しており、事業者は、設備等の衛生的な管理に努め、

衛生上必要な措置を講じ、事業所には必要な医薬品を備えることとしています。

第15条は、食事について規定しており、事業者は、食事の提供を行う場合は、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることとしています。

第16条は、乳児等通園支援事業所内部の規程について規定しており、事業者は、各号に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めることとしています。

第17条は、乳児等通園支援事業所に備える帳簿について規定しており、利用乳幼児の処遇等の状況を明らかにする帳簿を整備することとしています。

第18条は、秘密保持等について規定しており、職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととしています。

第19条は、苦情への対応について規定しており、事業者は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応し、村から指導等を受けた場合は必要な改善を行わなければならないこととしています。

第2章第1節は、乳児等通園支援事業の区分についての規定になります。

第20条は、乳児等通園支援事業の区分について規定しており、第3項に規定する認定こども園等において利用児童数が定員未満の場合に定員から利用児童数を除いた数以下の乳幼児を対象として行う余裕活用型乳児等通園支援事業とこれに該当しない一般型乳児等通園支援事業とすることとしています。

第2章の第2節は、一般型乳児等通園支援事業についての規定になります。

第21条は、設備の基準について規定しており、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備の基準を各号に定めるとおりとしています。

第22条、ちょっと何枚かめくっていただきまして、第22条は、職員について規定しており、保育士、その他必要な研修を修了した者を置かなければならないこととし、一つの事業所につき2人を下ることはできないこととしています。また、従事者は、専ら一般型乳児等通園支援事業に従事することとしています。第3項各号に該当する場合は、専ら従事する職員を1人とすることができることとしています。

第23条は、乳児等通園支援の内容について規定しており、内閣総理大臣が定める指針に準じ、事業の特性に留意して利用乳幼児等の心身の状況等に応じて提供されなければならないこととしています。

第24条は、保護者との連絡について規定しており、事業者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、支援内容に理解と協力を得るよう努めることとしています。

第2章第3節は、余裕活用型乳児等通園支援事業についての規定になります。

第25条は、設備及び職員の基準について規定しており、各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとしています。

第26条は、準用について規定しており、読替規定としています。

第3章は雑則に関する規定とし、第27条は、電磁的記録について規定しており、事業者と職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で

行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて電磁的記録によることができることとしています。

最後に、附則で、この条例の施行日を令和8年1月1日と規定するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 お諮りいたします。

議案第81号 更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件につきましては、本会議の質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号 更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1番、太田さん。

○1番太田議員 今回のこの条例は、先ほどの説明にありましたように全ての子どもライフスタイルにかかわらずということでこの条例は制定されたことだと思います。がしかし、今回閉会中の所管事務調査の報告でもあったように、設置基準は満たしているけれども、子どもがいっぱいだ、これどんぐりに関してですよね、どんぐり保育園に関しては子どもがいっぱいいるよということで、そんな保育スペースに余裕はないですと。認定こども園のニーズも高まっているということも踏まえて、村側からは渡り廊下に一番近い幼稚園の教室を提供するというのも所管事務調査で伺っています。ということで、この7条にある安全の確保ということでちょっと確認したいのですけれども、幾らこの基準を満たしているからといって、保育のスペースがなかなか見当たらないということで、果たして本当にこの安全は確保できるのかということがあるのですけれども、この辺の考えはどのように考えているのか、補足説明願います。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 太田議員さんのおっしゃっていただいたとおり、保育面積の運営基準あるいは人員の運営基準としての客観的なものは満たすことができるということですので、その中で安全に十分に配慮していただくということで、運営することはできるというふうを考えています。一方、ご指摘にありましたどんぐり保育園、今定員を超えて入所を受けていただいているということで、保育スペースの活用については検討しているところなのですが、11月5日の事務調査の際にお話しした村からの提案に関してはちょっと今のところ同意をいただいております、別の方法について意見が出されていますので、その中で今協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今ちょっと答弁の中でびっくりしてしまいましたのですけれども、渡り廊下のここの部分、幼稚園のスペースを提供するという点について検討中だったけれども、なかなか同意を得られていないと。違う方法はないかなということだという話だったのですけれども、となれば今回法的な観点でこういったことを進めて整備を進めているということは分かるのですけれども、ではこれ果たして行政的な観点で見たときにここの部分が解消されていないということは何か随分乱暴かなというふうにも思うのですけれども、この条例を出すなら更別村もこれに落とし込むわけですから、そういうことを考えれば整備計画は渡り廊下の部分、僕これ大分進んでいるのかなと思っていたのですけれども、ここの渡り廊下の件も、実行計画というか、整備計画というのをセットで今回の条例を提案してくるのが筋ではないかなと、行政としてと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 今回条例提案しておりますことも誰でも通園制度、通称でございます。失礼しました。乳児等通園支援事業については、全国どこでもやらなければならないということでありまして、今どんぐり保育園では一時保育、子育て支援センターの事業として、子育て支援センターはどんぐり福祉会のほうに委託して受託していただいておりますが、その機能の一つとしての一時保育というのがあります。それと一体的に実施するように考えておりまして、そこで乳児室や保育室、子育て支援室を活用して行くことを想定しています。繰り返しになって申し訳ないのですけれども、客観的な面積基準ですとか人員の基準満たすことができているので、そこはその中で運営を進めて、その基準の中で安全を確保していくということでございます。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 一部子育て応援センターの部分を間借りしていくような形ということなのですけれども、そもそもこの条例の意味って全ての子どもにライフスタイルにかかわらずというところがあるにもかかわらず、更別村の現状で合わせてどんぐり保育園手狭だよ、スペースもすごくちっちゃくて、だけれども幼稚園のスペース余っていますよという、こういう現状があるのにここの同意が得てられないという状況はかえってどんぐり保育園にしてみたら現場の混乱を招くだけだと思えるのです。なので、やっぱり僕は、ここの整備計画というものがセットでなければ、話ばかり進んで、法的な観点の部分でどンドン、どンドン進めていっても更別村の実情に合った整備には何もなっていないと、ではこの条例って何なのかということになってしまいますし、ましてや今回閉会中の所管事務調査でやった報告書というものはかなり僕は重いものだとも思うし、これは長年そういった幼稚園と保育園に対する課題がもう何年も前からあったにもかかわらず、それが今になっても解消されないということは今後もこの話いつになったら解消されていくのというところにながっていくと思うのですよ。そしたら、この条例だけ先歩きして、整備はできているの

に行政側、村側が追いついていないということが容易に想定できるのですけれども、だからなおのことこの条例を進めるに当たっては整備計画がしっかりセットであるべきだと思うのですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 今進めております保育スペースの確保につきましては、村としては一番どんぐり保育園に近い一つの教室をとということだったのですが、どんぐり保育園側からそれはちょっとということで合意に至っていない部分があります。どんぐり保育園のほうから別に提案を受けておまして、それについて協議をしているというところでもあります。今回、繰り返しになって申し訳ないのですけれども、保育のこの事業を行うに当たっても運営基準としては満たしているのですけれども、一方そういった面積という課題がある中で、これは令和8年4月1日にスタートさせなければならない事業ということですので、併せて同時並行で進めさせていただいて、形として運営していけるようにしていきたいと考えております。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 ごめんなさい、ちょっと今理解できなかったところがあったのですけれども、どんぐり保育園から同意を得ていない部分というのって何かおかしいなと思ったのが、どんぐり保育園手狭ですよ、今最初のというか、前々の話からだど幼稚園の部分のスペース余っているというか、十分あるので、どんぐり保育園に幼稚園のスペースを貸してという話だったと思うのです。それが話の中で今どんぐり保育園の同意を得ていないというのは、どこの部分の同意を得ていないのかということのをちょっと改めて確認させてほしいというのが1つと、どんぐり保育園のそういった同意を得られていないのであれば、なおのことこの条例に、令和8年4月1日から進めるという準備段階で令和8年の1月1日からこれ施行されることになっているのだけれども、その準備期間とか考えたときに、どんぐりからは同意を得られていない。だけれども、1月1日から準備期間として令和8年4月1日から施行するとなると、何も同意を得てられないのではないのかなということになるのだけれども、僕の勘違いだったらごめんなさい。ちょっと答弁願います。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 村側からの提案としましては、どんぐり保育園に一番近い側の、渡り廊下でつながっていますので、保育園に一番近い側の教室を1室使っていただければどうかというご提案をさせていただいたのですが、それはどんぐり保育園さんのほうから、それよりもちょっとこうしてほしいという意見とあります、がありまして、同意に至っていないというところで、今別の方法で調整を進めているというところなんです。それとこれはちょっと切り離して村でも考えておまして、スペースということなので、まるっきり関係ないということはないのですけれども、それはこの事業はこの事業で進めるに当たって、今子育て支援センターで既にやっている一時保育事業と併せて行うように考えていますので、

その一時保育事業とこの乳児等通園支援事業については利用する保護者さんのほうからすればそんなに利用価値が大きく変わるものではないというふうに思っていますので、一時保育事業と併せて行って、今やっている一時保育事業と併せて行くことを考えています。それと並行して保育スペースの課題については引き続き協議をしていきたいと思っています。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 そういう話なので、分かったのですけれども、だけれども法的な観点では分かっているし、今そういった話で進んでいるということは分かるのですけれども、行政的な観点の考え方も分かりましたけれども、筋は通っていないと僕はちょっと思うのです。ちょっと強引な部分があるのかなと。どうしてもこれ国のほうから出てきたものだから、更別村の課題と同時にがちゃっとなっちゃったところがあったのは理解できるのですけれども、本来であればこの整備計画がセットになって今回のこの条例と一緒に進んで、これで安心して子どもを預けるといふところにつながってくるのですよね。だから、やっぱり安心、安全といふところの安心といふ部分がちょっと崩れてきているのではないかなという考えがあります。

20条でしたっけ、この20条の部分でも利用人数、児童の数を除いてうんぬんなんていう話になっているのですけれども、1つちょっと質問したいのが、例えば里帰り出産、更別出身の子が札幌で子どもを産みました。里帰り出産するので更別に帰ってきます。更別に帰ってきた子どもは、ゼロ歳の生まれただばかりの赤ん坊と1歳の双子がいました。1歳の双子、保育園にちょっと預かってもらう、一時的に預かってもらう。そして、ゼロ歳の子供、里帰り出産といえどもちょっと預かってもらいたいときがあります。となったときに、この条例でいうならそういった里帰り出産を受け入れるということになると思うのですけれども、もしかそうなったときに、農家の方が繁忙期を迎えたので、ゼロ歳の子どもを一時的に預けたい、ちょっと待ってくれと。そのときに保育園で今子ども定員いっぱいなので、預かれませんかとなったときって、これ待機児童という扱いに今度なっていますよね。したら、もともとどんぐり保育園って人数を定員からぐっと増やして何とかやってもらっているような待機児童を出さないといふ村の考えがあったにもかかわらず、この条例があることによって待機児童を出しかねない状況に陥るのではないかって思うのですけれども、この辺の考え方はどのようになっているのでしょうか。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 現在子育て支援センターのほうで行っております一時保育、これは利用の定員3名としているのですけれども、今度乳児等通園支援事業を始めたとしても、その一時保育とこの乳児等通園支援事業を合わせて3名という中で運用していきたいと考えています。里帰りの部分につきましては、更別村が事業者で村外の居住者の利用を認めてはなりませんといふような、そういった権限はないといふふうなことはなっていますけれども、更別村に居住する方が制度を利用できるように優先するよう求めることは可能と

ということなので、定員を考えたときには実質的に村内の居住者の方の利用になるというふうに想定しています。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 今同僚議員から様々ないろいろな部分ご質問させていただいています。確かにこの条例をつくらないと、もう4月1日から始まるわけですから、つくらないとならないのは重々承知はしています。その中で、今の質問と答弁のやり取りの中で更別村としてはどんぐり福祉会のどんぐり保育園、ここを対象にという考えしかないのかなというところがありまして、更別には上更に認定こども園があつて、こちらも実際はきっちりと整備すれば活用できるのではないのかなというふうにちょっと感じるのですが、これは村側の公共の施設ですので、その辺も含めて村としては一般の民間事業者の法人のほうにお願いするだけなのか、村としては対応しないのか。もしさらに今後スペースの問題があれば更別幼稚園も一時的に、それはゼロ歳から3歳は一時預かりもちょっと厳しいかなと思いますが、上更はありますので、その辺も含めて村側の考えとしてはどうなのでしょう。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 今太田議員さんとのやり取りの中では主にどんぐり保育園の話ばかりでございましたけれども、村としましてはこの乳児等通園支援事業についてはどんぐり保育園と上更別幼稚園で今現に実施しております子育て支援センター、この機能にこの機能を加えて、ともに一時保育事業と一体的に実施するよというふうに考えています。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 上更の認定こども園のほうは、要件とか整備等、全て人員配置等も含めてその辺はもうきっちりと対応はできるという判断をしているということでしょうか。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 人間的なものも、更別幼稚園と上更別幼稚園ともに更別村の公的機関でありますので、その2園との人員のやりくり、そして面積的には上更別幼稚園で行う分については運営基準は満たしておりますので、人間的にも面積的にもそこは現状では満たせると考えております。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 では、逆にちょっと質問なのですけれども、この受け入れる施設としてはどんぐり保育園と上更別の認定こども園がありますよということでは理解したのですけれども、万が一子どもが受け入れられないような、待機児童につながるようなことになってはいけないなという考えの下、更別の子が上更別の認定こども園に通園することは可能なのかということをおちょっと改めて確認したいのですけれども、どうでしょうか。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 この事業につきましては、あくまで子育て支援センターの機能として附帯して行くことを考えておまして、今も子育て支援センターについては更別地区、上更別地区分けることなく利用できるということにはなっています。ただ、一時保育にして

も乳児等通園支援事業につきましても基本的にはそれぞれの地区の制度を利用していただけということ想定はしてはいますが、例えば一方が定員を満たして、もう一方に空きがあるような場合は、柔軟に利用できるように検討したいと思っています。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第81号 更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号 更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程第9 議案第82号

○議 長 日程第9、議案第82号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第82号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例（平成28年更別村条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村地域創造複合施設の施設の構成にイベント広場を追加し、使用料を設定するため、この条例を制定しようとするものであります。

2、要旨といたしまして、1、更別村地域創造複合施設の施設の構成に「イベント広場」を加えるものであります。

2、別表にイベント広場の使用料を加えるものであります。

次のページをお開きください。この件に関しましては、農村公園の一部として教育委員

会が所管しておりました行政財産を企画政策課に所管替えし、イベント広場として地域創造複合施設と一体的に管理運営することとしたものであります。

1 ページめくっていただきまして、条例本文であります。施設の構成につきまして規定をする第4条に第8号としてイベント広場を加えるものであります。

別表に第6項、イベント広場を加え、イベントスペースの使用料を1時間当たり480円、出店料を1日1店当たり1,000円と規定し、備考第5号中「徴収することができる。」の次に、「ただし、イベント広場出店料を除く。」を加えるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

なお、本件に関しましては、11月12日開催の更別村使用料等審議会に諮問し、諮問のとおりに答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1 番、太田さん。

○1 番太田議員 ちょっと補足説明していただきたいのですが、まずなぜ所管替えをしたのかというところの理由を教えてください。

それに併せて、イベント広場を教育委員会から企画政策課へということなのですが、農村公園も教育委員会から企画政策課へ所管替えするということも併せてご答弁いただきたいと思います。

そして、農村公園周辺、全体的な計画というものが何かあるものなのか。というのは、地域創造複合施設に要するに民間委託するということですね。なぜここまでして民間委託しなければならないのかというところなのですが、あそこのイベント広場の部分というのは子どもたち、例えば農村公園で遊ぶ子どもたちからしてみると公園の一部で何か料金を取られて使うものなのかなという、そんな感じもしませんし、では万が一子どもたちがその場所、農村公園で遊びながらイベント広場のところでちょっとキャッチボールやったら、それ注意するのという話にもつながってくると思うのです。そういうことも考えていけば、イベント広場でお金を徴収するということは、では農村公園使用自体使用料取るのかという話にもつながってくると思うのですが、農村公園の使用料は取らないというのが現実的だとは思いますが、ちょっと考え方について整理させていただきたいと思います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまご質問いただきました地域創造複合施設のイベント広場の件ですが、まず1点目、所管替えの理由ということでございますが、あそこの敷地につきましては今までイベント広場という名前はついておらず、ただの村有地として南1線側の駐車場を整備した際に一括して教育委員会から企画政策課に土地が所管替えになって

いたものでございますので、ちょっと年次は定かではありませんが、もう五、六年前かなというふうに思っております。その後は企画政策課の村有地として管理をしていたところでございますが、あその土地につきましては一般の村有地と同様にこれまでもキッチンカーですとかイベントの出店だとかで使用したいという申出が年間に数件程度ございまして、その都度行政財産使用料を徴収して貸出しをしてきたところでございます。通常時につきましては、太田議員おっしゃるとおり、個人で利用される分にはあその中で遊んだり休憩したりといったことに関しては特段料金徴収をしている経緯はございません。この考え方は今後も同様で、今般イベント広場として、そういった需要があるものですから、そういった需要を含めた用地として地域創造複合施設のほうに一体的に管理、また使用料の徴収等を委託に含めるといったような考え方でございます。なので、あくまで占有をして使用する場合のみこの使用料が発生するといった考え方でございまして、例えば町内会であそこを使って懇親会をしたりだとかということもこれまでもできたのですけれども、占有する場合には行政財産の使用許可を取っていただくような形になるかと思っておりますが、今後はこの規定による使用料の徴収でその辺の事務の簡素化にもなるということになるかというふうに考えてございます。所管替えの理由につきましては、先ほどお話ししたとおり駐車場整備の際に一体的に動いたものでございます。

2点目の農村公園につきましては、従来その所管替えになった時点といたしますか、あそこが農村公園から、その時点でもう農村公園の用地としてではなく通常の村有地ということでございますので、今般の改正と農村公園の今後の管理の方法とは何ら関わりのないような形になってございますので、農村公園の周辺の計画といったものも特段この件に関して何か変わるといったようなところはないような現状でございます。

料金徴収の経過につきましても先ほどご説明、繰り返しになりますが、近年の需要に応じてそういったものの使用を一定の基準を設けた使用料を設定することで、また指定管理者がイベントや、農村公園とも隣接しているということもありまして有効活用の幅を広げたいといったところも含めて今回の改正とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第82号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第83号

○議 長 日程第10、議案第83号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第83号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年更別村条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく地方公共団体情報システムの統一・標準化につきまして、標準化基準に適合する基幹業務システム（標準準拠システム）への移行に伴い、関係する条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、法定事務や準法定事務におきまして、住登外者宛名情報を庁内連携により利用するための規定を加えるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。現行の個人番号の利用範囲を規定する第4条第1項の下線部の現行を改正後は、下線部「並びに村長又は教育委員会が第3項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務とする。」を付け加えるものであります。

また、第3項におきまして下線部の部分につきまして、改正後は「(以下「住登外者宛名情報」という。)」の下線部を追加するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第83号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第84号

○議 長 日程第11、議案第84号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第84号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村福祉の里総合センター設置条例（平成16年更別村条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、北海道知事が指定する「公衆浴場入浴料金の統制額」の改正に伴い、老人保健福祉センター部門浴室使用料の大人（高校生以上）1回券及び回数券の料金の改正をしようとするものであります。

2の要旨といたしまして、1、大人1回券を「450円」から「500円」に改めるものであります。

2として、大人回数券（11枚券）を「4,500円」から「5,000円」に改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。現行、別表第3（第12条関係）、老人保健福祉センター部門使用料の部分で2、個人使用の部分です。大人の1回券を450円から改正後は500円に、回数券を、11回券ですけれども、下線部、4,500円を改正後は5,000円に改めるものであります。

なお、本件に関して使用料等の審議会の答申もいただいております。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

7番、高木さん。

○7番高木議員 今回の使用料の関係につきましては、道のほうの金額の改正に伴うそれに見合ったという形で上げるということで、審議会のほうにも諮問をして、通っているという中で、村として今後この入浴料に対する補助か助成みたいな形の手組みみたいなものは考えているのかどうか、お願いします。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回の料金改定ですけれども、福祉の里温泉は公衆浴場ということになっております。公衆浴場に関しては、北海道のほうで指定する料金の上限額が定められておりますので、今回北海道のほうでは令和6年の10月1日から500円となっておりますので、今回3年に1度の見直しに合わせて改定を考えております。助成に関してということなのですけれども、今回そもそもこの施設は老人福祉センターということで高齢者等のための施設プラス一般開放というような考え方で進めてきておりますので、高齢者、65歳以上ですとか身障者の方々につきましては100円ということで据え置いておりますので、この分が助成に当たるのかなと思っております。

また、公衆浴場に関しては、12歳以上が500円、6歳以上12歳未満が150円、それと6歳未満が80円ということになっております。更別村の場合は、6歳未満につきましては小学生未満の方については無料、中学生以上は大人料金ですけれども、中学生料金というようなことで、こちらは小中学生に関しては子育て支援ですとか児童福祉というような観点からある意味割引というか、助成されているような形でできておまして、これは過去からもこの部分についてはずっと据え置いてきているというような考えでありますので、今回はやはり昨今の価格高騰だとかで燃料代だとかもありまして、北海道のほうも令和4年から毎年のように料金改定がありましたので、今回はそれに合わせて更別村のほうも一般の料金に関しては公衆浴場で定められております上限額、こちらに連動させたいというようなことで今回提案させていただいております。

以上です。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 老人福祉センターということで高齢者向け、さらに子育て支援の関係も含めて、その辺の割引というか、その部分は継続して多分これからも行っていくのだろうというふうに思います。ただ、ごく普通の一般の方々については、対象にならない方たちについてはあまり利用者が多くもないのかどうか、ちょっと分からないのですけれども、老人福祉センターという施設の中での利用なので、そこまで助成を広げる必要があるのかどうかということもありますけれども、今これだけいろいろ燃料等物価が高騰しているとなかなか、1人、2人で生活しているところはお風呂を沸かしたり、いろいろ足したりということに遠慮する人たちもたくさんいますので、そういう人たちが今後もし増えてくれば、やっぱり温泉の活用も増える可能性も今後また見えてくるのかなと。その辺は国の施策等でそういう電気料、その辺灯油とか様々な部分で支援は今後予定しているの

で、その辺でクリアはできるのかなというふうには思いますけれども、その辺も村独自でできるようなことがもしあれば少し検討していただけるとありがたいのかなというふうに思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 令和6年度の利用者の人数でいきますと、65歳以上というのが1万4,678名ですので、約49%ぐらいかなと思います。大人と言われる450円で入浴されている方が1万3,470となりますので、こちらは45%ぐらいとなるので、大体半々ぐらいなのかなという状況になります。こちらはいろんな考え方があるのだとは思いますが、ここの施設の実際の収支があまりにもコストもかかっているというようなところもあるものですから、本来民間の事業者であれば500円の範囲内で営業されているのでしょけれども、こちらはそれを大幅に超えるような額になっているようなことがありますので、なるべく公衆浴場に近づけるような形では思っております。低所得者どうこうというところになってくると、今のところ村としても福祉灯油というようなことで毎年燃料の助成をしておいたりだとか、また今回も今国の対策の中でもいろんなものが打ち出されておりますので、それはそのときの社会情勢に合わせて国のほうですとか村のほうでも対応しておりますので、こちらは一般的な公共施設として必要な経費を算出してっておりますので、それプラス先ほど言ったように中学生とか小学生、高齢者に関してはそもそもの料金よりはかなり助成しているような形になっておりますので、今後もこのような形で、やはり上限額が設定されている以上それに合わせていったほうが持続可能な施設の運営というようなことでいいのかなと思っておりますので、一応そのような考えで今回提案させていただいております。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第84号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第85号

○議 長 日程第12、議案第85号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第85号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年更別村条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が一部改正されたことに伴い、更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、1、家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対して児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定するものであります。

2として、利用乳幼児に対して行う健康診断の全部又は一部を行わないことができる要件に、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部相当すると認められるときのほか、乳幼児に対する健康診査が利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断に相当すると認められるときを加えるものであります。

3として、配置する職員の要件に、保育士のほか地域限定保育士を加えるものであります。

なお、酒井子育て応援課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 それでは、議案第85号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明いたします。

本条例は、児童福祉法の規定に基づき市町村が条例で定めることとされている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものです。条例のよりどころとしている厚生労働省令が改正されたことを受け、このたび条例の一部を改正する条例を制定するものです。

新旧対照表を御覧ください。第12条の改正は、児童福祉法の関連条文の改正との整合を図るための改正です。

改正後の第17条は、利用乳幼児に対して行う健康診断の全部又は一部を行わないことができる要件に児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときのほか、乳幼児に対す

る健康診査が利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断に相当すると認められるときを加えるものです。

改正後の23条、おめくりいただいて、第29条、第31条、第44条、第47条は、国家戦略特別区域法に基づく特例措置である地域限定保育士制度が一般制度化され、特定の都道府県または指定都市において保育士と同様に業務を行うことができる資格制度が児童福祉法に創設されたことから、それぞれの事業に配置する職員に地域限定保育士を加えるほか、文言整理を行うものです。

附則でございます。本条例は、公布の日より施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第85号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第86号

○議 長 日程第13、議案第86号 更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第86号 更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年更別村条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）が一部改正されたことに伴い、更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため、この条例を制定しようと

するものであります。

2の要旨といたしまして、1として、配置する放課後児童支援員の要件に、保育士のほか地域限定保育士を加えるものであります。

2として、放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定するものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。現行の職員を規定する第10条第3項の下線部に、改正後は「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加えるものであります。

続きまして、第12条の1項の部分で下線部「第33条の10各号」とあるのを改正後は「第33条の10第1項各号」というふうに文言を改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1番、太田さん。

○1番太田議員 今回のこの条例でちょっと気になることを何点か質問させていただきたいと思ひます。

現在学童の利用登録人数……

（何事か声あり）

○1番太田議員 ごめんなさい、間違えました。すみません、失礼しました。

○議 長 ほかありませんか。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第86号 更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第87号

○議長 日程第14、議案第87号 更別村学童保育実施条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第87号 更別村学童保育実施条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村学童保育実施条例（平成15年更別村条例第44号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、保育料を無料とする世帯に、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯のほか、市町村民税非課税世帯及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯を加えることにより、経済的負担の軽減を図り、子育てをしやすい環境を整備するための改正をしようとするものであります。

2の要旨といたしまして、保育料を無料とする世帯に、市町村民税非課税世帯及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯を加えるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。現行の保育料を規定する第3条第1項の下線部、現行「は、無料とする。」の部分を改正後は「、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分）の市町村民税が非課税である世帯及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯は、無料とする。」の文言を新たに付け加えるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 お諮りいたします。

議案第87号 更別村学童保育実施条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号 更別村学童保育実施条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1番、太田さん。

○1番太田議員 学童利用に関して、簡単に言ってしまうと1年生から6年生までみんな無料にするよということですね。

(何事か声あり)

○1番太田議員 違いましたか。ごめんなさい、ちょっとその確認からしていきたいと思います。そこで、今の1年生から6年生まで、どこまでの範囲というのをもう少し分かりやすく説明していただきたいというところから始めたいと思います。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 学童保育所につきましては、更別小学校に在籍する1年生から6年生の方の保護者が家庭で何らかの事情で保育することができないという方を対象に行っております。今回無料とする世帯という部分では、これまで生活保護、1年生から6年生までで学童保育所に登録されている家庭が生活保護を受給されている方は無料としていたのですけれども、このたびそのほかに1年生から6年生までで在籍されている児童さんのご家庭のうち、市町村民税が非課税である世帯、そしてひとり親の方が受給することができる児童扶養手当法の児童扶養手当の支給を受けている方が属する世帯を無料とするように改正したいというものでございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 この人数というのは、今現在でどのぐらいの子どもの数が該当するのでしょうか、お願いします。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 施行は令和8年4月1日を予定しておりますので、ちょっと来年のことは今お答えすることできないのですが、仮に今年度で考えた場合には生活保護世帯は現在1世帯2名で、年間保育料は6万円、生活保護受給世帯を除く村民税非課税世帯は2世帯2名で、途中入所だとかいろいろなことがありまして年間保育料は3万7,500円です。生活保護世帯と村民税非課税世帯を除く児童扶養手当の受給世帯は6世帯7名で、年間保育料は24万5,000円でございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 この理由に経済的負担軽減を図り、子育てをしやすい環境を整備するためとなっておりますが、過去に令和5年にも改正が一度あって、半額程度のありましたよね。それが約3年たってさらにというところなのですけれども、ここまで軽減していく、学童に通う子どもということに特化してここまで軽減していく理由というのはどういった理由があるのかなというところでご答弁いただければと思います。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 今回無料とする世帯に村民税非課税世帯と児童扶養手当受給世帯を加える理由としましては、令和7年第2回村議会定例会における萩原議員さんからの一般質問において、ひとり親世帯について保育料や学童保育料を無償にすることの検討を求めら

れております。村としましては、認定こども園の保育料につきまして生活保護世帯と村民税非課税世帯について無料としています。また、ひとり親世帯につきましては、村民税所得割額が7万7,100円以下の世帯にはその他の世帯と比較して保育料の軽減を行っています。学童保育料につきましてもこれに合わせまして、保育料を無料とする世帯にこれまでの生活保護受給世帯に村民税非課税世帯を加えたいと考えています。また、ひとり親世帯が受給する児童扶養手当は、収入に応じて全部支給や一部支給となりまして、決められた収入基準を超えると支給が停止される場合がございます。一言にひとり親といいましてもそれぞれ経済状況は違ってございますので、ひとり親ということのみで無償にするということではなく、収入状況を判断するよりどこを児童扶養手当の支給要件に合わせるのが望ましいのではないのかなと考えてのご提案でございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今答弁ありましたとおり、同僚議員が過去に一般質問した経緯があるということでございます。がしかし、この目的は経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備するためというところを鑑みれば、子どもの成長における子どもとしての機会はゼロ歳から中学生までは義務教育、高校生になれば義務教育から離れるけれども、進学率はほぼ100%で、ほぼ義務は義務教育と言えるような世の中になっていますということを考えれば、こういう支援をしていくという考えは分かるのですけれども、子どもの成長段階に合わせた全体的なゼロ歳から18歳までどうしていくのかという議論があったのかというところがちょっと不透明かなと思うのです。令和5年に一度それを半額にしておいて、それからの間に中学生や高校生、何か支援があったのかなって考えると、高校生の入学時の支援というのはありましたけれども、それは小学生の段階でも中学生の段階でも入学祝い金ということで渡しているし、その公平性は保たれたのかなと思っております。でも、今回に関しては学童に通園するというところで、前回改正して半額になったよというところから、今回3年未満でこの改正にきています。では、中学生、高校生どうなのか、子どもの成長段階の全体を見た政策体系が必要だと思えますけれども、その辺の考えはどのように思っているのでしょうか。

○議 長 答弁調整のため休憩いたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時14分 再開

○議 長 再開いたします。

大野副村長。

○副 村 長 今回の学童のところにつきましても踏まえまして、以前荻原議員からのご質問を踏まえて役場内で検討はしてまいりました。その中で、小学校、中学校、高校という一体的なところでも検討はさせていただいたのですけれども、まずは学童のところ

のご質問がありましたので、まずそこを優先させていただいたというところがございます。また、限られた財源の中でどの程度の財政負担ができるのか、あるのかとか、そういったことも踏まえた上で今回の学童保育のところの提案ということでさせていただきました。引き続き中学校、高校につきましては、一旦高校につきましては入学時の対応とかさせていただきます。当然太田議員のご指摘のとおり、小学校、中学校、高校を踏まえて全体的にどういう支援をしていったらいいのかというのは教育委員会も含めて村長部局と今後もまた検討させていただきたいと思っております。限られた財源の中でこういったことができるのかは今後の課題だというふうに認識しております。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今副村長おっしゃったとおりのことだと思うのですがけれども、経済的負担の軽減ということでまずは学童からということなのではございますけれども、全体的にやっぱり考えていかなければいけないのではないかなという僕の実感があることと、村もその辺は十分考えていただいていると思うのですがけれども、同じように荻原議員の一般質問を思い出せば経済的に負担がすごく大変なのだというところから始まった気がします。そういうことを考えていけば、子どもの成長段階で一番お金かかるときっていつなのだろうって考えたら、やはり高校生になってからですよ。ましてや更別村は例えば帯広の高校に行ったとしてバス代が3万円以上、今なら3万5,000円近くかかるのでしょうか、それぐらいの経済負担がある。下宿に住めば月9万円もかかってくる。本当にこの学童のちょっとした支援なんかとは全然差があるぐらいの負担が強いられています。こういった経済的な負担ということを考えるなら、こういったところも考えていながら進めていくことが本当の子育ての支援の在り方だと思いますし、人口減対策というところについてもこの施策が充実、高校生という部分に関してもうちょっと充実していけば若い人の人口の取り込みということでも更別にとって利益になることだと思っておりますので、ぜひ一体的なというか、子どもの成長段階の全体を見据えた施策、更別村にとってどうすれば有益なところで、今回は学童というところに限定されていますけれども、全体的な検討をお願いしたいと思いますけれども、その辺の考え方最後にもう一度お聞かせいただければと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 太田議員さん今おっしゃるとおりでして、私も今回は前回に荻原議員さんからご指摘いただいた本当に生活困窮しているところで何とかしなければいけないという思いから、優先して今回出させていただきましたけれども、今給食費とか、特に高校についてはかなりの要望を今まで受けておりますし、実際に検討もしなければいけないなというようなこともあります。定期代、そして下宿代、そして高校から授業料が無償になるということもあるのですが、その辺の部分を踏まえても経済負担はかなり厳しいという状況には変わりはありません。中学校もそうです。だから、その辺も含めて、今太田議員ご指摘のとおり全体的に子どもの成長に合わせた一体的支援をするということで、もちろん

財源はやっぱりきちんと確保していくということで、ふるさと納税とか、いろんな形の部分を活用もさせていただいたり、基金に投入させていただいたりもしていますけれども、その部分を含めて更別村で育った子どもが本当に安心して成長できて、親御さんが安心して子どもを送り出すことができるように、今のところはお指摘のところを重く受け止めてしっかり関係部局と検討していきたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 村長の力強い答弁いただきました。支援の重点化に偏りができるということもやはり懸念されますし、高校生になって例えば高校1年生と3年生で2人なんてなったら、更別に住まないで帯広に住んだほうがいいのではないだろうかということで本当に人口減につながってきたりして更別に不利益なことにつながりかねませんので、ぜひ今後検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

○議 長 意見として受け止めておきます。

2番、安村さん。

○2番安村議員 ちょっとそもそも論から入るかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。今般の一部改正ということで条例についての提案ございました。それだけ手厚くしていきたいという気持ちの表れの条例なのですが、いざ根本的に振り返ってみますと、基本的なものの学童保育というものを振り返ったときの受入れも含めて、途中改正していただきましたので、それなりに回避できているところはあるのですが、そもそも論として入所要件というのは基本的には親の部分の、これ第1項から第9項までそうなのですが、親が忙しいだとか、いろんな親の都合によるものに対してどうするかというのがそもそも論の条件なのです。それに附帯して入所に対して保育料というものをいただくよという形の建前論になっているはずなのです。

そこを今手厚く、生活保護世帯から準保護世帯まで含めてという形の中での提案を無償化にしていこうという提案は分かるのですが、学童保育自体は、ちょっとうがった見方しているかもしれませんが、定員決まっているという、今80名ですね。今年80名はっていないかもしれないけれども、おおむねクリアできているような状況の中で、そういうことを考えてしまうと、全員が多分入ってこれないということを考えてしまうと、こういう無償化になって件数は今少ないという部分はあるかもしれないけれども、定員オーバーする部分が出てくるのでないかというちょっとした懸念が出てくるのですが、80名の定員がそのままの中で今の改正を含めて実施して十分足り得るのかという考え方、それと基本的に入所要件というのはもともと論からいえばちょっと違う角度のもの押さえ方で発したものをそこまでしなければならぬという理由というか、確かに分かるのだけれども、根本的には僕趣旨が違うと思っているので、その点の押さえ方の整合性というかな、どう変遷してどうしてそこまでという部分あれば説明いただきたいと思います。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 学童保育所につきましては、放課後児童健全育成事業の要綱、今ちょっと手元になくて文言正確にお伝えすることはできないのですが、そういった基準に沿って運営しております。更別の場合は1単位おおむね40名ということで、安村議員さん言われたとおり更別では2単位運営しているので、おおむね80名ということです。現在81名の方が登録してまして、おおむね定員どおりということで、今回のご提案は現状においての定員、そして入所登録されている方の状況を踏まえてのご提案で、この後仮に児童等が増えることで、おおむね80というのがどこまでおおむねかというのはあるのですが、1単位、支援員2名なので、更別村の場合は基本部分で4名ということになりますけれども、そういった部分で安全に保育をできるのはどこまでなのかと、この後もし仮に増えたときには事業所とも相談しながら進めていくのですけれども、その場合には仮に2単位で大丈夫なのか、面積は大丈夫なのかといったところも総体的に相談しながら状況に応じて運営していくということになるかなと思います。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ありがとうございます、説明いただきまして。そこが私が懸念しているところなのです。80名だよ、おおむねでなくて80名なのです、定員は、40名の2単位でという部分で今ぎりぎり。来年度分からないけれども、今現状では80名、十分満たされている。それに対しての施設運営も含めて学童の保育施設を改定したのですよね、改定して80名受け入れるよという形にしたのです。ですから、そもそも論でそこが問題なのですよ、80名ぎりぎりの中で今施設運営しているものが81名いるというのはどうなのかという部分はちょっと除いて、オーバーしてきている部分、それは仕方ないよねという形にするのか、一線引くのかという部分、ちょっと違ってくると思う。分かりますかね、80名という定員をオーバーしてもやっていくのだよという根底があるのであれば、80名以上の施設をまず用意しなければならないという前提になりますよねということをもまず1点言っているのです。80名に抑えるということは、どこかで足切りをしなければならないということです。そういう課題出てきませんかということを今問うているのです。どういうふうな形で持っていきたいか。未知数かもしれないけれども、そういう課題を含んでいますよねということも理解した中での提案であればいいのだけれども、何かそういう提案でなくて、ただ無償化にするという提案だけであって、それはそれで理解できるのだけれども、全体的な運営も含めた場合に課題残るのでないかなという思いがあって質問しております。だから、そこきちっと整理したほうがいいかなと思います。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 安村議員のご指摘のとおり、今現在定員としては80で、超えている部分についてもおおむねという形で受入れはしているというところでございます。ご指摘のとおり、80で考えていて、その規模の施設といいますか、そういう体制になっているところについて、では今後どうしていくのかというのは我々としてもそこを大きく超えたときにおおむねがどこまで許容範囲なのかというのは別にして、超えた部分について、ではどうしてい

くのかというのは今後の課題だというふうには認識しております。その辺につきましては、ただ一方で希望される方についてはなるべく受入れするという方向で考えてはおりますので、その辺踏まえて今後どうしていけばいいのかというのは考えていきたいところでございます。課題としてはそこは認識しております。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ありがとうございます。基本的な考え方、提案については否定する何物もないのですが、ただ太田議員も言っていたけれども、やっぱり学童という部分を考えたときに、1年生から3年生までを拡大してしまって1年生から6年生までという形に今なっているのです。妥当性からいえば私は個人的には1年生から3年生が一番ベストだと思っているのだけれども、もう決まってしまって実施しているので、何も言えない部分はあるのですが、それもまず受入れできないという、無償だとか無償でないとかは別にしても、やっぱり受入れ態勢がある程度制限されるという学童が今後どうなのかなという課題が私はあるのではないかと考えております、いずれにしても。どこかで、おおむねでなくて80名なのですから、はっきり言って、おおむね80名という表現はやめていただきたい。定員は80名と決まっているわけですから、もともと。ですから、80名に対してですから、そういう面はきちりとしていかないと、おおむねで83名になって、まあいいか、90名になったら困りましたねという話にはならないと思うので、その点の線引きはやっぱりきちりとやるべきだというふうに思っています。

学童については、本来からいえば確かにそういう部分の無償化も含めてといってもプラスアルファで入ってくる子どもたち、おやつ代だとか、そういうものは別途またかかります、そういう面では。ご存じだと思うのですが、実費負担いただいているという形でありますから、そういう面考えると本当にこれからの学童を考えて、共稼ぎが多くなってきて、どうしても子どもがという心配があるのであれば、今後学童という部分が収入、あるいはそういう部分に関わることなく平等に入れるような形を構築していくという考え方も私は正しいのではないかと思いますので、参考にし、十分協議、討議していただきたいというふうに要望しておきます。

以上です。

○議 長 意見として承っておきます。

西山村長。

○村 長 そのとおりだと思いますよ、本当に。だから、ニーズも多くなってきているし、安村議員さんおっしゃったようにそもそも論もありますから、線引きも含めてそういうふうな話もありますけれども、増築したときもやっぱりニーズに応え切れないというような状況で、何とか国にも交付金をお願いして増築したわけですが、だんだん手狭になってきているというような状況もありますし、その辺を踏まえて、今安村さんご指摘の部分含めて、学童の方向性含めて、今後の社会情勢と村の雇用状況等も共稼ぎもあると思いますので、しっかり考えて施策を実施していきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 2名の議員さんがほぼやっていたので、あまり言うことはないのですが、どちらかというとなぜここで学童だけなのというところを両議員とも言ったとは思いますが、ここまでやるのであれば、今後幼稚園も含めていろんなところの子育て支援という部分が出てきて、どこまで無償化というものを広げていくのか。先ほど副村長が答弁したように中学校、高校、小学校と含めて今後検討していきますよというようなお話もある中で、財源の問題もあつたりも含めて、ただここでなぜ今する。それは、同僚議員の一般質問があったから検討したと。その時点で全体的な検討をするべきだったのだと思うのです。だから、それでいかないとやっぱりバランス的な平等性というものはどんどん崩れていくような気がしますので、一部の方々というふうに受け止める人たちもたくさんいますので、今後もし無償化を進めるに当たっては、より慎重に検討していただくということが絶対条件だと思うのです。今回もこの部分についても審議会も答申し終わっているよということなので、あまり言うことはないのですが、その前にやっぱり1回我々議会ないしもっといろんな人たちに説明をするべきだったのではないかなと、あまりにも単独でどんどん審議会で行政側でという形で決められても納得できない人はやっぱり納得できないですね、そこは。だから、もうちょっと説明不足の部分をきっちりとは後はやっていただきたいなというふうに思います。その辺だけしっかりとやっていただきたいというふうに要望を含めて質疑とさせていただきます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 ただいま高木議員のご指摘のとおり、説明不足だったというのは私自身反省させていただきたいと思います。ただ、荻原議員の一般質問の以前から、どういう形で子育て支援とか経済的な貧困といえますか、経済的な負担を軽減できるのかというのは役場内で検討はさせていただいてきたところであります。ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、限られた財源の中でどういった世帯、どういった方々に対して支援することが有効的なものなのかというのを検討した結果と、あと荻原議員の質問等もあって、そのところのそういう要望があるということも踏まえて今回こういう提案をさせていただきました。繰り返しになりますけれども、小学生、中学生、高校生がどういった世帯にどういった支援、無償化も含めたどういった支援ができるのか、どういったことをやったことによって有効的な政策になるのかというのはまた今後も引き続き検討させていただければと思います。その際検討した経過につきまして、村側の考え方につきましては全員協議会等で議員のほうにご説明した上で、またご意見伺いながら、どういった政策ができるのかについてはご相談させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第87号 更別村学童保育実施条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第88号

○議 長 日程第15、議案第88号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第88号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年更別村条例第13号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)が一部改正されたことに伴い、更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定するものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。虐待等の禁止を規定する現行第25条、下線部「第33条の10各号」とあるのを改正後は下線部「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」の文言を新たに改正、加筆するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第88号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第89号

○議 長 日程第16、議案第89号 更別村新規就農者受入特別措置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第89号 更別村新規就農者受入特別措置条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村新規就農者受入特別措置条例（平成10年更別村条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、助成金の交付につきまして、適正な助成対象期間を設定するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、第4条第1号及び第3号に規定する助成対象期間を改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。現行の助成金の交付を規定する第4条第1項第1号の下線部「営農初年度から5年間に係る」とあるのを改正後は下線部「支払開始年度から5年の間、」に改め、第3号の下線部「営農初年度」とあるのを改正後は下線部「償還開始年度」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第89号 更別村新規就農者受入特別措置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第90号

- 議 長 日程第17、議案第90号 更別村地域創造複合施設の指定管理者指定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

- 村 長 議案第90号 更別村地域創造複合施設の指定管理者指定の件であります。  
更別村地域創造複合施設の指定管理者を次のとおり指定しようとするものであります。  
1の管理を行わせる公の施設の名称は、更別村地域創造複合施設（地域創造センター、地域創造センター別棟、地域交流センター、情報発信館、未来型物産館、職業体験館、環境型産業館、イベント広場）であります。  
2、指定管理者となる団体の名称は、株式会社オカモト代表取締役、岡本謙一氏であります。  
3、指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。  
理由といたしまして、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年更別村条例第19号）に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。  
資料のほうを添付しておりますので、そちらのほうでご説明を申し上げます。資料（議案第90号）であります。1の公の施設の名称及び所在地であります。名称はお目通しください。所在地は、更別村字更別南1線93番地38であります。  
2、募集概要、1の応募資格ですが、北海道内に事務所又は事業所を有する団体であること（法人格の有無は問わない）であります。  
2の応募要件は、更別村地域創造複合施設を管理運営することができる団体であります。  
3の指定管理者候補者は、(1)、選定対象団体は記載のとおりでありますので、お目通

してください。

(2)、候補者の団体、株式会社オカモト代表取締役、岡本謙一氏であります。

4の候補者選定過程は、1、募集期間は令和7年10月1日水曜日から令和7年10月31日金曜日までであります。

書類選定は、令和7年11月11日火曜日であります。

3、面接選定は、令和7年11月25日であります。

次のページになります。5の審査方法ですが、1、更別村公の施設に係る指定管理者選定委員会委員長及び委員7名による審査とするものであります。

2、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に規定する選定基準に基づき、10項目の審査事項を設定し、各項目5段階評価による点数評定とするものであります。

3、各委員の採点の合計点数(700点満点)により審査結果とするものであります。

4、選定水準は、合計点数420点以上とするものであります。

続きまして、次のページであります。審査結果については記載のとおりでそれぞれありますので、お目通しをお願いするものであります。

7の選定結果であります。審査結果のとおり選定委員会の総意により、「株式会社 オカモト」を適当と認め、候補者に決定をしたものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、安村さん。

○2番安村議員 大変この指定管理の関係、ご苦労さまでございました。ちょっと運営上の関係も含めてかなり厳しいという実情を踏まえて受けていただけたということ、ある意味ではありがたいなというふうには判断しておりますけれども、ただ今般の更新といえますか、この指定管理についてどういう形かというか、従来の形のままの姿で指定管理をお願いするという形になっていると思うのですけれども、実質的には施設の名称及び所在地という部分でかなり、これは私の手元には昨年の決算書しか、利用者数しか持っていないので、何とも言えないのですけれども、かなり利用者数も減少している中で、特にそれぞれの名称の中で気になるのは、未来物産館、職業体験館、環境型産業館という部分も加えての入札といえますか、指定管理しているのですけれども、現実から見ればかなり利用頻度としては限られているというか、そういう中で村としてもそれなりの利用料金を設定して収入を含めてという形の考え方で多分指定管理していくと思うのですけれども、単年度の収支決算も出ていますけれども、かなり厳しい、どの事業も少なからず赤字だということもあつたりして、指定管理してくれるオカモトさんはオカモトさんとして、村の姿勢として施設管理も含めてという部分、どういう経過の中でどういう内容、精査を図つてという部分をまとめて指定管理にしたのかだけちょっと簡単に教えていただければありが

たいと思います。

○議長 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 今回の指定管理の公募につきましては、従来からの村の条例に従って行ったものでございます。ご指摘のとおり、全施設効果的に活用が図られているかと問われれば、なかなか難しい状況になっている施設も現状でございます。そういったものを全部含めた中での有効活用の提案も含め、今回また公募を行って提案を受けたところでございます。ただ、中には、当初の設置状況と内容といいますか、そのとおりの運用ができない状態のものもございますので、それは現状のまま活用が可能であれば使っていただきたいということにしてあります。その辺は前回の公募のときと条件は変わっておりませんが、今回は新たにイベント広場等を追加した形で、こちらについては本定例会での提案になっていますので、選考の際には参考として村の考え方はイベント広場を含めたことを考えていますといったことで今回募集をしていますので、そこに関しては具体的な提案事項があってもなくても選考に大きく影響はしませんという条件の中で、条例が通らなければイベント広場の管理は任せれないこととなりますので、そこは審査から外したような形で情報提供のみでさせていただいておりますが、そのイベント広場に関しても今回提案を受けた2者それぞれ活用方法については提案をいただいているところもでございます。そういったものを全体的に含めて今後の次期の指定管理の中では従来のところより、もう少し有効活用といたしますか、条例の目的等に沿った中で順調に活用していただけるのではないかとということで期待はしているところでございますが、大きく村のほうで前回と方針を変えて今回提案をいただいているようなところではございませんので、従来プラスアルファを期待するという形の公募でございます。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 説明ありがとうございます。端的に気になっているところが、従来型でそれプラスアルファのイベント広場も含めということでの利活用の拡大に向けてという思いがあつての、含めて今回再度ということになりましたけれども、これなかなか相互の中で、受けてくれる、受けてくれないは別にして、先ほど固有名詞出しましたけれども、課題が残っている未来型物産館、職業体験館、そして環境型産業館、これはいずれにしても経過措置を見ていけば、これは利活用できていないというか、十分利活用できていない。だから、今回の指定管理するに当たっては、お互い相互の中でその利活用をどう向上させていくか。あるいは、趣旨もありますから、そういうふうにしていかないと、従来どおりの提案して、お互いにそれを相互に納得してということはまた5年間なりなんなり利活用の方向性が見えない中で指定管理していくという形になるので、その押さえ方が確かに途中で妙案が出ればいいのかのさだろうけれども、この状態だとまた同じような形になってしまうのではないかと。私が見させていただいても、やっぱりほとんどが利活用できていない部分の施設もあるし、そうになってしまうと何らかのお互いの中で知恵絞った中で提案を出して、利活用に向けてという前提があつての指定管理という部分であつてほしかったな

という気持ちはあるのですけれども、いずれにしてもこのままでは、この状態の使われているものは使われている、サテライトオフィスだって今全部埋まっているかどうか分からないけれども、6年度のやつは1室空きというか、空きスペースになっているという報告も受けていますから、そういうものも含めてきちっとお互いに知恵絞り合いながら、指定管理云々くんぬんでなくて、やっぱり趣旨もあるわけですから、これだけ真っ赤っかなのですから、はっきり言って。直接運営だけれども、そういうものを考えたらもう少しそうやって、今後においてでも指定管理したとしてもその協議は続けてほしいし、前向きに改善対策を図って、村も積極的に関わって改善対策を示していただきたいというふうに思っていますけれども、のんでいただけますか、この話。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ご指摘のとおり、先ほどと繰り返しになりますが、十分に活用が図られていない施設も存在しているところでございます。これらの施設、それぞれ交付金等を活用して整備をしたものでございまして、当初の設置目的から大きく変更したような活用方法がなかなか難しいところもあって、それは現指定管理者の方からも提案いただいているところはあるのですけれども、大幅な用途変更の活用に関してはなかなかこちらでオーケーを出すことができないといったような事情もございまして、若干窮屈な中での運営にはなっているところなのですけれども、すべからく全てを指定管理者に丸投げして方向性を検討していただいているわけではございませんので、議員おっしゃるとおり、村としても協議等は逐次行いながら、よい方法になるように運営していきたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第90号 更別村地域創造複合施設の指定管理者指定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後3時5分まで休憩いたします。

午後 2時54分 休憩

午後 3時05分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○議 長 先ほど村長より議案第87号における提案理由説明の訂正について発言が求められましたので、これを許します。

西山村長。

○村 長 大変申し訳ありませんでした。議案第87号の提案をしましたところ、下線部の改正後のところですが、4月から6月までとお話ししなければいけないのに私4月から8月までと間違った提案をさせていただきました。訂正をしていただきますようよろしくお願ひします。大変ご迷惑をおかけしました。

○議 長 この件につきましてはよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

◎保留答弁

○議 長 先ほど保留になっておりました太田議員の質問にあります教育行政報告に関する少年団支援に対するこども夢基金の取扱いの答弁について教育長より発言を求められましたので、これを許します。

宝輪教育長。

○教育長 それでは、午前中にご質問がありました夢基金のことについてお伝えをしたいと思ひます。

こども夢基金の交付要綱なのですが、18歳に達するまでのお子さんの健全な育成の推進を図るために特色のある新たな取組や体験交流活動等の裾野を広げるような様々な活動等への支援を行うことを目的に個人や団体が実施する活動に助成するというような目的がございます。大変広い範囲で活動の助成をしていくことができましたので、令和4年度までは少年団、それから部活動の対象にならない大会等への助成を行っていましたが、大会の助成時期によって、特に年度末になかなかこの基金の手続をするのは難しかったということもありまして、その後社会教育の各種大会派遣助成に集約を図っているところでございます。この部分については、先ほど太田議員がおっしゃったとおりということになります。こども夢基金では、子どもたちが日常と異なる環境で自分を磨き、広い視野と見聞を養い、自分の知識や技術を身につけるための見聞習得活動などのメニューもあり、各種体験、派遣に対象にならない交流大会等への参加について助成対象としている実績もあることから、基金を活用した助成も可能であるというふうを考えております。ただし、この基金につきましては、審査会があるものですから、早めに申請をしていただくということが必要になってくるところです。

それから、先ほど安村議員から出されていたご意見等についてなのですが、社会

教育の各種大会助成基準につきましては、子どもたちの活動の多様化から令和6年度より見直しを図っております。今お話をしたように、個人でスポーツ等をしているお子さんについてもこの社会教育の各種大会で助成を行っているところなのですが、今後もより活用しやすく、分かりやすい制度となるように必要に応じて見直しを図って、教育委員会としてもできるだけ大会参加の情報収集に努めて、早期に助成の相談対応ができるように検討してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議 長 答弁終わりました。

太田議員、よろしいでしょうか。

1番、太田さん。

○1番太田議員 夢基金のことはよく分かりました。それで、令和4年までは夢基金のあれがあって、変わりましたよね、要綱。そのときに各種大会の助成に関してかなり要綱等を見直ししていただいて、かなり幅広くなって、捉え方によっては本当に教育委員会に、少年団の事務局をやっていたこともあったので、本当に助かる要綱に変わったのです。そういったことで変わっているのに今回少年団の4年生以下の大会がその助成の対象にならなかったということで、どの部分が当てはまらなかったのというふうにとっても疑問なのです。そして、どの部分ということもありますし、年1回全道大会規模の大会には参加できるようにも要綱でたしか書いてあると思うのですよね、勝ち上がっていかなくても。ということも踏まえれば、野球少年団がその前に全道大会に何かで行って要綱を満たさない何かで使ってしまったのなら理解できるのですけれども、何がというところが本当は答弁いただきたいかったですけれども。

○議 長 宝輪教育長。

○教育長 社会教育関係における各種大会の派遣についてというところですよ。この部分なのですが、助成基準では対象となる大会として原則として国の各機関、都道府県、都道府県教育委員会及び公益法人が主催、後援等をしている大会であるというふうにしています。それは対象となる大会というところで基準があるわけなのですが、全道、全国の大会の助成であることから、全道規模、全国規模の教育委員会や公的な競技団体が主催、後援している大会を対象としています。企業体とか各市町村等の規模で独自に主催する大会は、全国、全道という名称であっても対象外とするのが基本的な考え方だったということで、この部分なのですが、村でスポーツ奨励賞等の表彰もしているところなのですが、そこの基準と合致させているところでもあるのです。今回の更別ジャガーズの全道大会なのですが、十勝大会、ベスト杯というやつなのですが、を勝ち進んで出場権を得た全道大会ではあったのですが、尚記杯という個人の方のお名前の実行委員会が主催をして士別市、士別市教育委員会が後援する大会となっており、全同規模の団体が主催、後援しているのではないということで、企業体とか各市町村の規模で独自に主催する大会であるというふうに判断をしたため、ちょっと助成金の対象外になってした

しまったということです。バレーで1回だけ行ったという部分については、この対象となる大会に合致していたということになります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議 長 太田議員、よろしいでしょうか。

○1番太田議員 はい。

○議 長 それでは、この件は終了いたしました。

◎日程第18 議案第91号

○議 長 それでは、日程第18、議案第91号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第91号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,632万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億5,558万円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 それでは、令和7年度更別村一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,632万8,000円を追加し、77億5,558万円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

債務負担行為、第2条は、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。初めに、歳出からご説明いたします。12ページをお開き願ひします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、373万5,000円を追加し、補正後の額を12億311万円とするものでございます。説明欄（1）、総務関係委員会等運営事業は使用料等審議会開催回数増、（2）、出納一般事務経費はL G W A Nを利用した村と金融機関間の伝送サービス導入に関する経費、（3）、情報処理導入経費は標準化・共通化ウェブタウンの積み増し分です。

目4地方振興費は、1,717万2,000円を減額し、補正後の額を6億3,436万7,000円とするものでございます。説明欄（1）、宅地分譲事業経費、13ページをお開き願ひします。（2）、宅地分譲整備事業、（3）、地域振興財産維持管理経費、（4）、地域脱炭素化促進事業は、いずれも事業実績に伴う執行残などです。

目7車両管理費は、124万3,000円を追加し、補正後の額を5,451万5,000円とするもの  
でございます。説明欄(1)、車両センター維持管理経費は、高圧温水洗浄機の更新です。

目8村有林管理費は、17万8,000円を追加し、補正後の額を2,832万5,000円とするもの  
でございます。説明欄(1)、村有林野基金積立金は、利子分の増です。

目9住民活動費は、74万1,000円を減額し、補正後の額を2,904万6,000円とするもの  
でございます。説明欄(1)、行政区会館改修事業は事業実績に伴う執行残、14ページを御覧願  
います。(2)、協働のまちづくり基金積立金は、利子分の増です。

項2徴税费、目2賦課徴収費は、16万4,000円を追加し、補正後の額を484万1,000円とす  
るものがございます。説明欄(1)、賦課徴収事務経費は、花園プラムタウン第2期分譲地  
の路線価を設定するための委託料です。

項3戸籍・住民基本台帳費、目1戸籍・住民基本台帳費は、42万2,000円を追加し、補正  
後の額を2,168万円とするものがございます。説明欄(1)、戸籍住民基本台長等事務経費  
は改ざん防止用紙の購入、(2)、戸籍住民基本台帳等整備事業は年金システム改修経費で  
す。

項4選挙費、目2参議院議員選挙費は、102万8,000円を減額し、補正後の額を527万2,000  
円とするものがございます。説明欄(1)、参議院議員選挙経費は、事業実績に伴う執行残  
です。

15ページをお開き願います。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、69  
万4,000円を追加し、補正後の額を5億8,068万5,000円とするものがございます。説明欄  
(1)、福祉基金積立金は利子分の増、16ページをお開き願います。(2)、福祉館改修事業  
は事業実績に伴う執行残、(3)、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金は額の確定に伴う  
増です。

目2福祉の里総合センター費は、36万9,000円を追加し、補正後の額を7,542万7,000円と  
するものがございます。説明欄(1)、給食業務経費は、月額パートタイム会計年度任用職  
員の採用及び食材の増です。

目4後期高齢者医療費は、195万9,000円を減額し、補正後の額を4,957万2,000円とする  
ものがございます。説明欄(1)、後期高齢者医療広域連合事業経費、17ページをお開き願  
います。(2)、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、それぞれ額の確定です。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、153万4,000円を追加し、補正後の額を2億4,449  
万円とするものがございます。説明欄(1)、児童福祉事業経費は、公定価格の増です。

項3老人福祉費、目1老人福祉総務費は、48万8,000円を減額し、補正後の額を362万4,000  
円とするものがございます。説明欄(1)、高齢者スポーツ大会経費、(2)、敬老事業経費  
は、いずれも事業実績に伴う執行残です。

18ページを御覧願います。目2老人保健福祉センター費は、19万5,000円を追加し、補正  
後の額を8,822万9,000円とするものがございます。説明欄(1)、老人保健福祉センター維  
持管理経費は、光熱水費の不足です。

目3 老人福祉推進費は、31万8,000円を追加し、補正後の額を8,004万8,000とするもの  
でございます。説明欄(1)、介護保険事業特別会計繰出金 財源補てんは、主治医意見書取  
扱手数料の増です。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目4 診療所費は、5万8,000円を追加し、補正後の額を1  
億3,576万7,000円とするものがございます。説明欄(1)、特別会計(診療施設勘定)繰出  
金は、歳入歳出の均衡を図るためです。

19ページをお開き願います。目5 保健推進費は、119万3,000円を追加し、補正後の額を  
3,322万1,000円とするものがございます。説明欄(1)、健康増進事業は事業実績に伴う執  
行残、(2)、母子保健事業経費は不妊治療費助成金申請の増です。

項2 清掃費、目1 し尿・塵芥処理費は、73万円を追加し、補正後の額を2,932万2,000円  
とするものがございます。説明欄(1)、廃棄物収集運搬処理経費は、労務単価等の上昇に  
対応するため、委託料を変更するものです。

項3 上水道費、目1 簡易水道費は、21万2,000円を減額し、補正後の額を5,439万2,000  
円とするものがございます。説明欄(1)、簡易水道事業特別会計繰出金は、公債費の確定  
に伴う基準繰出分の減などです。

20ページを御覧願います。項4 下水道費、目1 下水道費は、63万3,000円を追加し、補正  
後の額を1億4,398万6,000円とするものがございます。説明欄(1)、公共下水道事業特別  
会計繰出金は、公債費の確定に伴う基準繰出分の減などです。

項5 衛生諸費、目1 複合事務組合費は、財源振替です。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目2 農業振興費は、4,545万7,000円を追加し、補正後  
の額を4億6,624万6,000円とするものがございます。説明欄(1)、農業振興基金積立金は  
利子分の減、(2)、農業振興補助金等は各補助金の新規採択などです。経営継承・発展等  
支援事業補助金の新規採択は4件、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金の  
新規採択は4件、麦・大豆生産技術向上事業補助金の新規採択は2件、コントラクター支  
援事業助成金は事業確定に伴う減額です。

21ページをお開き願います。目3 農地費は、4万4,000円を減額し、補正後の額を4,748  
万9,000円とするものがございます。説明欄(1)、排水施設維持管理費は、事業実績に伴  
う執行残です。

目4 畜産業費は、424万4,000円を減額し、補正後の額を3,630万5,000円とするもので  
ございます。説明欄(1)、村営牧場維持管理経費は、事業実績に伴う執行残です。

22ページを御覧願います。項2 林業費、目1 林業振興費は、6万6,000円を減額し、補正  
後の額を1,459万4,000円とするものがございます。説明欄(1)、林業行政事務経費 経常  
分は事業実績に伴う執行残、(2)、森林環境譲与税活用事業は利子分の増です。

款7 商工費、項1 商工費、目3 観光費は、17万6,000円を追加し、補正後の額を7,258万  
8,000円とするものがございます。説明欄(1)、地域おこし協力隊事業(観光分)は、令  
和8年1月から着任する協力隊員の赴任旅費などです。

款8土木費、項2道路橋りょう費、23ページをお開き願います。目2道路維持改良費は、190万円を追加し、補正後の額を4,615万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、街路灯維持補修費は、街灯修繕費の追加です。

項3住宅費、目2民間住宅整備費は、財源振替です。

款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費は、63万6,000円を追加し、補正後の額を6,589万円とするものでございます。説明欄(1)、学校施設維持管理経費 中学校は、暖房機器の更新です。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費は、46万円を追加し、補正後の額を7,103万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、幼稚園舎維持管理経費は、電気使用料の増及びトイレ修繕です。

24ページを御覧願います。項5社会教育費、目1社会教育総務費は、財源振替です。

項6保健体育費、目1保健体育総務費は、20万円を追加し、補正後の額を474万円とするものでございます。説明欄(1)、スポーツ振興経費は、申請件数の増です。

目2体育施設費は、99万円を追加し、補正後の額を7,751万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、コミュニティプール維持管理経費は、街灯及び暖房配管の修繕です。

目3学校給食費は、20万6,000円を追加し、補正後の額を10億3,722万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、学校給食センター運営経費は給食補助業務員などの経費、(2)、学校給食センター維持管理経費は新給食センターの災害保険料の追加です。

25ページを御覧願います。款12公債費、項1公債費、目1元金は、81万6,000円を減額し、補正後の額を5億9,644万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、長期債約定償還元金 約定償還金は、事業確定に伴う元金の確定です。

目2利子は、157万9,000円を追加し、補正後の額を1,294万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、長期債償還利子は、事業確定に伴う利子の確定です。

款13諸支出金、項2過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金は、2万8,000円を追加し、補正後の額を370万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、過年度過誤納還付金は、一般会計分の還付です。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明させていただきます。7ページをお開き願います。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、219万8,000円を追加し、補正後の額を22億219万8,000円とするものでございます。普通交付税の追加です。

款12分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金は、7万円を減額し、補正後の額を2,142万5,000円とするものでございます。札内川地区かんがい施設維持管理分担金の確定です。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は、1万円を追加し、補正後の額を1,314万1,000円とするものでございます。利用実績です。

目2民生使用料は、112万8,000円を減額し、補正後の額を1,440万2,000円とするもので

ございます。福祉の里総合センター給食部門の利用実績です。

目4農林水産使用料は、224万6,000円を減額し、補正後の額を415万9,000円とするもの  
でございます。村営牧場利用実績です。

8ページをお開き願います。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金  
は、40万4,000円を追加し、補正後の額を1億1,827万4,000円とするものでございます。保  
険基盤安定負担金の確定です。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、361万9,000円を追加し、2億8,076万9,000  
円とするものでございます。標準化・共通化ウェブタウンの積み増し分に係る補助金です。

目2民生費国庫補助金は、64万7,000円を追加し、補正後の額を8,430万7,000円とするも  
のでございます。認定こども園どんぐり保育園に関する公定価格の増です。

款15道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金は、8万5,000円を減額し、補正後の  
額を5,539万3,000円とするものでございます。保険基盤安定負担金及び後期高齢者医療保  
険基盤安定拠出金の確定です。

項2道補助金、目2民生費道補助金は、64万7,000円を追加し、補正後の額を5,165万7,000  
円とするものでございます。認定こども園どんぐり保育園に関する公定価格の増です。

目4農林水産業費道補助金は、4,197万4,000円を追加し、補正後の額を3億9,217万9,000  
円とするものでございます。畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業及び麦・大豆生  
産技術向上事業の新規採択分です。

9ページを御覧願います。款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金は、  
46万2,000円を追加し、補正後の額を1,118万4,000円とするものでございます。利子分の増  
です。

款17寄附金、項1寄附金、目1寄附金は、100万円を追加し、補正後の額を5億110万円  
とするものでございます。実績によるものです。

款18繰入金、項1基金繰入金、10ページをお開き願います。目6農業振興基金繰入金は  
48万6,000円を減額し、補正後の額を550万円とするものでございます。定期預金の積み直  
しです。

目7福祉基金繰入金は、63万1,000円を追加し、補正後の額を2億117万3,000円とするも  
のでございます。利子分の増です。

目9公共施設等整備基金繰入金は、100万円を減額し、補正後の額を5億7,600万円とす  
るものでございます。事業実績に伴う執行残の基金繰入れです。

款20諸収入、項2預金利子、目1預金利子は、65万6,000円を追加し、補正後の額を132  
万6,000円とするものでございます。利子分の増です。

項5雑入、目5雑入は、1,090万5,000円を減額し、補正後の額を2,970万円とするもの  
でございます。経営継承・発展等支援事業の新規採択、環境省補助金の減額、要望活動の旅  
費、認定こども園どんぐり保育園の電気料金、研究実践指定校の採択です。

11ページを御覧願います。款21村債、項1村債、目3過疎対策事業債は、増減はござい

ません。過疎対策事業債を活用した事業の調整です。

歳入のご説明は以上となります。

続きまして、第2表、債務負担行為についてご説明いたします。4ページをお開き願います。債務負担行為につきましては、記載されているとおりでございます。更別村地域創造複合施設管理委託料は令和8年度から令和12年度までの5年間、地域創造複合施設ほか12施設のLED照明器具使用料は令和8年度から令和14年度までの7年間、塵芥収集運搬業務委託料は令和8年度、限度額合計1億1,257万7,000円とするものでございます。更別村地域創造複合施設管理委託料は、いわゆるサラパークの指定管理委託料です。LED照明器具使用料は、事業法人からLED照明器具代のみのリース、取付工事費負担なしの提案があり、価格や施工内容について検討した結果、削減効果の大きい公共施設を対象にリースを申し込むものです。塵芥収集運搬業務委託料は、歳出でご説明いたしましたが、廃棄物収集運搬処理経費について労務単価等の上昇に対応するため、委託料を変更するものです。

以上、令和7年度更別村一般会計補正予算（第5号）の補足説明は以上でございます。

○議長 お諮りいたします。

議案第91号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 4ページの債務負担行為についてただいま説明をいただきましたけれども、公共施設のLED照明関係のリースということで件数が多いですが、大体合計6,000万円ぐらいということで、まだ予算化されていないわけですが、この時期に出てきたということで、もう少し詳しい内容のご説明と今の時期に債務負担行為として上がってきた事情などについてご説明いただければと思います。

○議長 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ご質問のありましたLED照明器具使用料に関する債務負担行為でございますけれども、公共施設のLED化につきまして今年度から具体的な検討を進めてきたところでございます。以前議員の一般質問にもございましたとおり、既存の蛍光灯ランプにつきましては令和9年12月末で製造が中止されることとなっております。これに伴いまして令和8年度、また令和9年度までには主要な公共施設のLED化を進めなければなら

らないといったようなことから、検討してきたところでございます。

この時期に債務負担行為でリースを発注することにつきましては、冒頭の副村長の説明にもありましており、東京の企業から工事費用負担なしのリースの提案をいただきまして、これはこの会社自体が北海道への進出の足がかりとなるモデル事業として実績づくりを含めた提案ということで格安のリースの提案をいただいております。この会社につきましては、既に道内で医療機関、福祉施設、学校、農協等、道内でも100件以上の実績が既にあります。ここ数年でそれらの事業に取り組んでいるといったところでございますので、内容につきまして庁内の総務課、建設水道課を含め吟味をしたところでございます。このリースの提案を受けた費用の効果額も村が直接工事するときより非常に安価になると、費用削減効果が高いということから、特に削減される電気料とリースで追加される費用を比較して削減する電気料のほうが高い一般会計で13施設、あと国保会計で1施設、下水道会計で1施設の計15施設を今回申込みをすることといたしました。実際のリースにつきましては、この後取付工事が行われて4月から令和8年度からのリース開始になるわけですが、予算自体が令和8年度予算から使用料が発生するということになります。取付け前に事業への申込みが必要となるものですから、何らかの予算措置が必要だということで、今回債務負担行為を行いまして年内に事業の申込みを行いたいと考えているところでございます。

格安事業の年内申込みというところで若干の不安もあろうかと思いますが、年内申込みの主な理由としましては、LED事業の関係で大手主要メーカーがもう既に値上げもしているところでございますが、中でも国内大手メーカーが来年1月からLEDランプの値上げを公表してございます。年内調達をすることで現在の価格での調達も可能ということで、遅ればもう少し負担も多くなるということもございましたので、様々な今申し上げました観点から検討した結果、この債務負担行為を提出して事業の申込みを行いたいということとしたところでございます。

○議長 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 ご説明ありがとうございました。少し補足していただきたいことを申し上げますが、14年度までのリース期間が終わった後の機器の扱いはどうなるのでしょうか、念のために。

○議長 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 今回7年間のリースということでございますが、譲渡条件付リースということでございまして、7年間のリース使用料の支払い後は村のものになるということになってございます。

○議長 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 ご説明ありがとうございます。あと、ここはかなりたくさんありますけれども、村の施設はこれで全部でないと思いますが、ほかの施設のLED化に関してはどのようなご計画でしょうか。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 LED化の済んでいる施設もあるのですが、まだLED化が済んでいなくてこれから改修が必要な公共施設は大小合わせて68ほどございますが、このうち近い将来に大規模改修ですとか建て替えの計画がある、7年以内に何らかの大規模な手入れがある施設というものが9施設ございまして、残りの59施設がLED化必要になってございます。これらの施設のうち今回15施設をリースに回しますので、残りの44施設につきましては改めて令和8年度、令和9年度の2か年で整備をしてまいりたいと考えてございます。なお、今回のリースも含めた59施設分のLED化の概算工事費は5億となつてございまして、このうち今回リースに回す15施設に係る概算工事費が約半額の2億5,600万円ほど見込んでございますが、7年間の今回のリースの使用料の総額はおよそ6,990万ほどで収まるという試算になってございますので、ここの15施設分だけで1億8,600万円の削減効果が見込めているところでございますが、残りの施設については直接工事で令和8年度当初予算、令和9年度当初予算で計上する予定でございます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 13ページ、右側説明欄、上のほうなのですが、上から3つ目、(4)、地域脱炭素化促進事業のところ約1,700万円ほど減額補正ということで、先ほどの説明では事業実績に伴う執行残ということでしたけれども、その割には随分額が大きいものですから、もう少しその辺詳しく説明いただきたいと思います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 地域脱炭素化促進事業の減額の内容でございますけれども、当初計上しておりましたものは地域再エネ導入戦略策定委託料として内容としては2本の内容がございまして、1本目が再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援委託というものと公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援事業という細かくいけば2件あったところでございますが、このうち公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援事業につきましては既に発注済みでございますが、促進区域の設定に向けたゾーニング委託につきましては、脱炭素化事業につきましては昨年までは住民生活課で当初予算は環境衛生費のほうで予算計上されていたところなのですが、5月に補正をして企画政策課に所管が移ったものですから、5月に総務費のほうに予算は移動したところでございます。我々のところで今後の脱炭素事業を具体的に詰めていく中で、このゾーニングに関しましては今現段階で行う必要性がちょっと低いかなというところで、当初予算の計上はあったのですが、今回これを見送ります、公共施設の太陽光発電のポテンシャル調査、こちらを実施をしているところでございます。今後につきましては、このポテンシャル調査を基にした公共施設へのPPAを使った太陽光発電整備を進めていきたいというふうに考えておりまして、それに向けた地域新電力会社の設立等も既に先月末で新しく地域新電力会社が設立されたというところで、ちょっと別の動き方を、新たな考え方で今年度事業推進をしてきたところでございますので、ゾーニングの委託に関しては一旦見送りたいということ

で今回減額をしたところでございます。

以上です。

○議 長 6番、萩原さん。

○6番萩原議員 説明ありがとうございます。ここの部分については2本立てで予算を立ててきたというお話でございました。その中で、ゾーニング支援というのですか、再エネのゾーニング支援についてはちょっと先送りにするということだったのですけれども、次年度以降はこの計画については当面計画は持たないということの判断でよろしかったですか。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 この促進区域のゾーニングというものにつきましては、村のほうでは既に地球温暖化計画の区域施策編、一昨年に策定したものがございますが、本来この中に促進区域というものを設定してもよかったのですけれども、当時の計画策定の際にはこれが入っていなかったため、この促進区域のゾーニング、促進区域というのは地域の中で再エネ利用する場所を色分けする、特に力を入れて行う区域とそうでない区域みたいなものを指定することで、より環境と共生したような再エネ導入を進めるといった趣旨で法の中でこういうものが設定できるよということになっているのですけれども、本村の場合は市街地と農村地域、農村地域の中でも大半が農地ということで環境が異なる区域が少ないものですから、当初の計画にも含めてございません。また、この後、今現在で明確な色分けをするほどの地域内での環境と再エネのバランスが取れた位置取りができるかということのちょっと難しいのかなということで、今考えておりますのは地域新電力会社と協力しながら、例えばソーラーシェアリング、農地にソーラーパネルをつけて、それを地域に電力を供給する、そういった手法も考えていきたいと思っております。そうなると思えば色分けすることで実施できる地域というものを限定してしまう可能性もあるものですから、一旦今年度はこのゾーニングについては見送りをさせていただいて、後年次必要があれば計画変更の中で対応が可能かなというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○議 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 歳入のほうで7ページ、款13の使用料及び手数料で村営牧場の入牧使用料、一番下の欄です。かなり大きく減っているのですが、入牧頭数が減ったか、あるいは退牧が早かったのか、何か事情があると思いますが、その辺の状況、数字について詳しく教えていただければと思います。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 牧場の入牧使用料についてでございます。こちらのほうちょっと大きく減額となっているのですが、当初予算で見込んでおりました頭数から大きく実際に入った頭数というのが減ってございまして、当初199頭を見込んでいたのですが、155頭の入牧というふうな形になったところが大きなところでございます。また、議員が言われたように、途

中退牧という部分も昨年と比較すると受胎牛の退牧が昨年は後半において多く退牧したところなのですけれども、今回は受胎牛の分娩が早い周期もあったことから、早い段階で退牧した牛が多くて延べ日数等も減ったことから、このような減額というふうになっているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 17ページ、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の説明欄(1)、児童福祉事業経費の保育士等処遇改善事業補助金ということで150万円ほど増額補正ということでありまして、この部分につきましては当初50万円ほどの予算だったかと思うのですけれども、結構それに比べて大きな額今回補正されておりますけれども、その内容についてもう少し詳しく説明いただきたいと思っております。

○議長 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 この処遇改善事業につきましては、当初は概算ということで50万円当初予算組ませていただいております。この処遇改善事業は、教育、保育の提供に従事する人材の確保及び資質の向上のため、賃金体系の改善を通じて長く働くことができる職場環境を構築し、質の高い教育、保育の安定的な供給に資するものとしてとされています。放課後児童健全育成事業は、更別どんぐり福祉会に委託して運営しております。職員7名分の賃金改善としまして改善総額が244万100円になるということで、必要経費を補正提出させていただいております。学童保育所の処遇改善事業は、こども家庭庁より発出されています子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づいて行っているものです。国3分の1、道3分の1の補助金があり、歳入も併せて補正予算を提出させていただいております。国庫補助で64万7,000円、道補助で64万7,000円、計129万4,000円を歳入のほうでも補正予算計上させていただいているところです。

○議長 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 すみません、説明ありがとうございます。ということは、この予算の当初という部分についてはあくまで概算で計上されていて、その後いろいろな経費がかさんできて今回このような補正になったということでしょうか。

○議長 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 経費がかさんだということではなくて、当初の50万というのは賃金改善、報酬改善というところで待遇改善というところで、今年度全体の経営などを考慮してどれぐらいになるものかというのはちょっと予算の計上段階では分からないというところがありまして、どんぐり福祉会として今回子ども・子育て支援交付金交付要綱の制度を活用しまして全体の経営の中で保育士の処遇改善ということで244万100円、全体の改善総額ということでそうなるということで必要経費を補正しているものでございます。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 すみません、ちょっと確認をさせてください。まず、16ページの福祉の

里センターの関係の備考欄にあります需用費の関係の増額、これは多分資材費高騰の分という説明になるかと思えます。加えて、収入の部分で7ページ、民生使用料でこの給食部門の利用料が112万8,000円減額になっているという形になっております。収入が減額で費用だけが増えているという、どういう理由なのかという部分がちょっと心配になっておりますので、ご説明をよろしくお願いいたします。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 歳出と歳入の額の違いということかなと思うのですけれども、大きくはそれぞれ歳入歳出の食数が当初見込んだよりはちょっと少なくなるということで、歳入のほうは減っております。一方、歳出につきましては、食数は減って金額は下がりますが、それ以上に最近の食材費の高騰等で上がっていたということです。それプラス、歳入につきましてはそれぞれ480円から536円ということで区分ごとに料金が若干変わりますが、歳出のほうは1食当たり360円程度で予算組んでおりますので、そことの差額の計算上、歳入については大きく減ったような見え方がするのですけれども、歳出に関しては減っていませんけれども、それ以上に価格が上がっているのです、プラス若干増えたというような考え方になっております。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 よろしいということですかということですが、全体的に予算措置をどう見ていくかという部分の差は生じると思えます。給食関係については、学校給食センターもあったり、いろんな面で食を提供している中でこの時点でこの部分だけが、物価高騰も含めて資材費上がりました、ある程度供給単価も抑えられているという部分もあってという部分あるかもしれませんが、この部分だけがというのはちょっと理解できないというか、年度の計画の中でうまく仕組んでいるはずなので、その点うまくやっていないか、確かに物価高騰という形になってしまうと給食センターも含めて全てが上がっていくという形になってくるので、それは足並みが逆に言えばそろえざるを得ないという部分もあるかなと思うので、その点ちょっと気になりましたので、指摘というか、質問させていただきました。

以上です。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 19ページ、目5保健推進費、説明欄(2)、母子保健事業経費の不妊治療費助成金の部分でちょっとお聞きしたいと思います。

ここの部分につきましては、当初で101万4,000円ということで、3年間の実績、平均ということで当初予算上げられております。今回それの倍くらいの増額補正ということがあります。ちょっと内訳、少し詳しく説明いただきたいのですけれども、よろしく願います。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 この不妊治療費の助成金につきましては、荻原議員さんおっしゃると

おり、当初予算では過去3年の実績値を考慮して積算しているところなのですが、額についてはご本人様からの申請書が提出されるまで助成額はつかめないというところがあります。今年度につきましては、当初予算101万4,000円で計上しており、現時点で91万9,840円の支出が見込まれています。その中で、帯広で不妊治療を行っている医療機関に状況を伺いまして、個人情報等いろいろございますので具体的にお示しいただけないところが多いのですが、更別の方でというところでおおむねの金額を確認して今回120万円という補正をさせていただいたところでもあります。現時点で91万9,840円の支出が見込まれている、この内容の内訳ということなのですが、保険適用分で78万5,069円、あと先進医療分で13万4,771円で合計91万9,840円という状況になっています。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ご説明ありがとうございます。実際の状況についてはまだ把握しきれないところがあるという話だったので、ということは例えば一般不妊治療については全額村が負担するよと、ただ特定不妊治療については年齢によって制限があって、どこかでストップしてしまうということなのなのですが、特定不妊治療の部分について今年度はもう制限がかかってしまった方がいるとかという部分については今のところはまだ分からないということよろしいですか。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 そうです。今まだ年度途中で1年間の経過については現時点ではっきりとお示しすることはできないところなのですが、年度末でその方の1年間の治療の様子を集計したときに改めてそういった部分はお示しできるかなと思います。

○議 長 4番、尾立さん。

○4番尾立議員 22ページの真ん中辺り、商工費の目3観光費のところに説明欄のところに地域おこし協力隊事業（観光分）というのがあります。具体的にどんなことをしていらっしゃるのか教えていただけませんか。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 こちらのほう、従来より何人か来られてはいるのですが、観光関係の事業、観光協会の関係であったり、観光関連の事業に取り組んでいただいている協力隊員というふうな位置づけになってございます。先ほども副村長のほうから説明ございましたように、現在まだ着任しておりませんで、1月から着任するというので、その部分の赴任旅費等を見ていなかったものですから、今回見させていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

○議 長 ほかありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第91号 令和7年度更別村一般会計補正予算(第5号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第92号

○議 長 日程第19、議案第92号 令和7年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第92号 令和7年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,306万8,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,501万8,000円とするものであります。

債務負担行為、第2条は、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるものであります。

それでは初めに、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。9ページをお開き願いたいというふうに思います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、34万1,000円を追加し、補正後の額を789万円とするものであります。国民健康保険税の課税額に新たに追加される子ども・子育て支援金につきましてのシステム改修費用であります。

款7諸支出金、項3目1過年度過誤納還付金は、9万5,000円を追加し、補正後の額を39万円とするもので、前年度補助額の精算に伴う返還金であります。

続いて、歳入にまいります。8ページをお開きください。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、75万1,000円を追加し、補正後の額を3,257万5,000円とするものであります。保険基盤安定繰入金の増額によるものであります。

項2目1基金繰入金は、65万7,000円を減額し、補正後の額を2,078万7,000円とするものであります。保険基盤安定繰入金の増額により減額するものであります。

款8国庫支出金、項1国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、新たに34万2,000円を追加するもので、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知、広報費用及び国民健康保険税の課税額に新たに追加される子ども・子育て支援金についてのシステム改修費用

に対しての国庫補助金であります。

続いて、診療施設勘定にまいります。初めに、歳出からご説明申し上げます。13ページをお開き願いたいというふうに思います。款1総務費は、38万5,000円を追加し、補正後の予算額を3億1,223万6,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄にまいりまして(1)、村有建物維持管理経費は、医師住宅の暖房設備の故障によりFFストーブを新たに設置する費用を追加するものであります。

款2医業費、項1医業費、目5医療用機械器具費は、財源振替であります。

款3公債費は、5万8,000円を増額し、補正後の予算額を1,724万5,000円とするものであります。

項1公債費、14ページにまいります。目2利子、説明欄(1)、長期債償還利子は、利率の上昇により増額するものであります。

次に、歳入にまいります。12ページをお開きください。款4繰入金は、5万8,000円を追加し、補正後の予算額を1億6,133万7,000円とするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、説明欄、公債費分は、歳出においてご説明しました長期債償還利子の増額に伴い、追加するものであります。また、一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう、それぞれ額を調整しているものであります。

款8国庫支出金は、38万5,000円を増額し、補正後の予算額を38万5,000円とするものであります。

項1国庫補助金、目3医療提供体制設備整備交付金、説明欄にまいりまして電子処方箋管理サービス補助金は、電子処方箋管理サービスを利用するためのシステム構築に係る経費に対する交付金27万1,000円を増額しているものであります。

目4社会保障・税番号制度システム整備費助成金は、説明欄、オンライン資格確認機能拡充補助金は訪問診療等における資格確認用モバイル端末導入経費等に対する補助金11万4,000円を増額しているものであります。

続きまして、第2表、債務負担行為についてご説明申し上げます。5ページをお開きください。一般会計と同様に、更別村国民健康保険診療所のLED照明器具使用料として令和8年度から令和14年度まで、限度額817万6,000円の債務負担行為を設定するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第92号 令和7年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第20 議案第93号

○議 長 日程第20、議案第93号 令和7年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第93号 令和7年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件であります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ242万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,448万2,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。7ページをお開き願いたいというふうに思っています。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、33万円を追加し、補正後の額を73万円とするものであります。保険料の賦課額に新たに追加される子ども・子育て支援金につきましてシステム改修費用であります。

款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金は、275万6,000円を減額し、補正後の額を6,274万2,000円とするもので、保険料の減、基盤安定負担金の減、事務費負担金の減及び前年度繰越金の増によるものであります。

続いて、歳入にまいります。5ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料は、203万3,000円を減額し、補正後の額を4,792万9,000円とするものであります。

目1特別徴収保険料は13万4,000円の増、目2普通徴収保険料は216万7,000円の減となります。

款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、94万1,000円を減額し、補正後の額を1,575万1,000円とするものであります。説明欄、保険基盤安定繰入金は、広域連合からの確定数値により32万8,000円の減額、事務費対象分も同じく確定数値により61万3,000円減額するものであります。

款3項1目1繰越金は、前年度繰越金の確定により21万8,000円を追加し、補正後の額を21万9,000円とするものであります。

続いて、6ページをお開きください。款5国庫支出金、項1国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、新たに33万円を追加するもので、保険料の賦課額に新たに追加される子ども・子育て支援金につきましてシステム改修費用に係る国庫補助金であります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第93号 令和7年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 議案第94号

○議 長 日程第21、議案第94号 令和7年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第94号 令和7年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,832万9,000円とするものであります。

それでは、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開き願いたいというふうに思います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、46万8,000円を追加し、補正後の額を122万円とするもので、法改正に伴う介護保険システム改修経費であります。

項3介護認定審査会費、目1認定調査費は、8万3,000円を追加し、補正後の額を91万2,000円とするもので、主治医意見書取扱手数料の増によるものであります。

款2保険給付費、項2目1介護予防サービス等諸費、7ページにまいります。居宅介護

予防サービス給付費は給付見込額の減により18万円の減額、介護予防住宅改修給付費は給付見込額の増により18万円の増額となるものであります。

続いて、歳入にまいります。5ページをお開き願いたいというふうに思います。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目7事業費補助金は、新たに23万3,000円を追加するもので、法改正に伴う介護保険システム改修経費に対する国庫補助金であります。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目5その他一般会計繰入金は、31万8,000円を追加し、補正後の額を930万4,000円とするもので、歳出の款1総務費の補正に伴い、追加するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第94号 令和7年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第22 議案第95号

○議 長 日程第22、議案第95号 令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第95号 令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は資本的収入及び支出を定めております。

それでは、1ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入であります。款1簡易水道事業収益は、38万6,000円を追加し、補正後の額を1億4,851万9,000円とするものであります。

項2 営業外収益、目2 他会計補助金は、27万円を追加するもので、配水及び給水費の増によるものであります。

目3 負担金は、11万6,000円を追加するもので、企業債の利息額が確定したことによるものであります。

続きまして、支出にまいります。款1 簡易水道事業費用は、38万6,000円を追加し、補正後の額を1億7,934万9,000円とするものであります。

項1 営業費用、目2 配水及び給水費は、17万6,000円を追加するもので、有機フッ素化合物の一部でありますPFOS及びPFOAについての水質検査を実施することによるものであります。

項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費は、21万円を追加するもので、利息額の確定によるものであります。

続きまして、2ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入であります。款1 簡易水道事業資本的収入は、59万8,000円を減額し、補正後の額を1億1,963万8,000円とするものであります。

項2 負担金、目2 他会計負担金は、企業債の償還額確定により減額するものであります。

続いて、支出であります。款1 簡易水道事業資本的支出は、108万8,000円を減額し、補正後の額を1億1,935万9,000円とするものであります。

項2 目1 企業債償還金は、償還額の確定により減額するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第95号 令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第96号

○議 長 日程第23、議案第96号 令和7年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算

(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第96号 令和7年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は資本的収入及び支出、第4条は債務負担行為を定めております。

第4条の債務負担行為につきましては、上更別浄化センターにおけるLED照明器具のリースに係る使用料で、令和8年度から令和14年度までの7年間におきまして限度額を74万2,000円と定めるものであります。

それでは、1ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入であります。款1下水道等事業収益は、63万3,000円を追加し、補正後の額を1億5,788万1,000円とするものであります。

項1営業収益、目2他会計負担金は、33万8,000円を減額するもので、企業債の利息額の確定などにより減額するものであります。

項2営業外収益、目2他会計補助金は、97万1,000円を追加するもので、処理場費の増額によるものであります。

続きまして、支出であります。款1下水道等事業費用は、63万3,000円を追加し、補正後の額を1億9,928万1,000円とするものであります。

項1営業費用、目2処理場費は、64万2,000円を追加するもので、更別浄化センターの電気料を増額するものであります。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、9,000円を減額するもので、利息額の確定により減額するものであります。

続いて、2ページにまいります。資本的収入及び支出の支出であります。款1下水道等事業資本的支出は、47万4,000円を減額し、補正後の額を1億4,547万1,000円とするものであります。

項2目1企業債償還金は、償還額の確定により減額するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第96号 令和7年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月11日から12月14日の4日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、12月11日から12月14日までの4日間は休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 4時28分散会）

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7年12月10日

更別村議会議長

同 議員

同 議員